

平成30年3月第17回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成30年3月9日第17回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 鈴木 高行 | 2 番 | 渡邊 重益 |
| 3 番 | 小野 一雄 | 4 番 | 佐藤 邦彦 |
| 5 番 | 小野 典子 | 6 番 | 高野 進 |
| 7 番 | 安藤 美重子 | 8 番 | 渡邊 健一 |
| 9 番 | 高野 孝一 | 10番 | 佐藤 正司 |
| 12番 | 大槻 和弘 | 13番 | 百井 いと子 |
| 14番 | 鈴木 邦昭 | 15番 | 木村 満 |
| 16番 | 熊田 芳子 | 17番 | 佐藤 アヤ |
| 18番 | 佐藤 實 | | |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	佐 藤 顕 一
税務課長	菊 地 和 彦	町民生活課長	山 田 勝 徳
福祉課長	佐 藤 育 弘	子ども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	南 條 守 一	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教育長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	西 山 茂 男	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見
代表監査委員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番 安藤美重子議員、8番 渡邊健一議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

14番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔14番 鈴木邦昭君 登壇〕

14番（鈴木邦昭君） 14番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、1項目めは災害公営住宅の家賃引き上げについて、2問質問をいたします。2項目めは本町の入札制度について、4問質問させていただきます。

まず初めに、1項目めの1点目、災害公営住宅の家賃引き上げ延長について質問いたします。

東日本大震災、あれから3月11日で7年目を迎えるわけでございますけれども、

本町では災害公営住宅の家賃値上げが、収入超過者に対しては本年4月より、低所得者の方に対しては平成31年10月より値上げが開始されるということでございます。それぞれの災害公営住宅入居者とお話しておりますと、家賃を値上げされると現時点では大変厳しいという声がありました。このような入居者の声について町長はどのように考えますか。答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 本町の災害公営住宅は、平成26年10月より順次入居を開始してまいりましたが、集合形式の西木倉住宅と戸建て形式の大谷地住宅・南河原住宅が入居から今年で4年目を迎えます。

震災により住宅を失った被災者は、収入基準を超過しても基準を満たしているものとして入居が認められておりましたが、公営住宅は住宅に困窮する低額所得者を対象としておりますため、制度上、4年目からは基準を超える収入がある世帯に対しましては、本来の家賃に割り増し賃料を加算して家賃を決定することとなります。

入居者からは鈴木議員のご質問のようなご意見も伺っており、また、被災された方々は住宅や財産を失いマイナスからのスタートでもありますので、大変厳しいものと認識しております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 大変厳しいと、町長もそう思っているということでございますけれども、やはり高所得者、低所得者ともに津波に家を流されたわけでございます。火事とかそういったことで家を失ったとなれば、やはり自分にも非というものがあると思うんですね。しかし、今回の津波では、家を失った方々というのは非はない中で失っているわけでございます。また、自分の家ですから家賃というものは発生しません。そういった中で、公営住宅の値上げに関していろいろ声が出ていたというわけでございます。

やはり声が多かったのは高齢者の方々、こういった方々が多かったと思っております。災害公営住宅のひとり住まいの高齢者が、集合住宅では100世帯、そしてまた戸建て住宅では16世帯、全部で116世帯いると先日産建のほうで説明がございました。ひとり住まいの高齢者ばかりではないんですね。国民年金暮らしのご高齢のご夫婦、夫婦の高齢者もいらっしゃる。また、障害をお持ちの方もいらっしゃる。そしてまた、年金暮らしではないけれども、寡婦の方もいらっしゃる。こういった

方々もいらっしゃるということで、被災された方々にはそういった方々もいらっしゃるということをやはり念頭に入れていただければと思うわけでございます。

では、災害公営住宅の現在の家賃はどうなっているんだということで、これも全協でしたでしょうか、何年か前に聞いておりますけれども、集合住宅で一番安いところが4,900円、一番高いところが6万400円、そして戸建て住宅で安いところが6,800円、高いところで8万8,200円となっていると聞いております。収入に応じての家賃ということでありますけれども、やはり家賃の高いところと安いところ、余りにも幅があり過ぎるのではないかと私は思うわけでありますけれども、どのように感じますでしょうか。答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この件につきましては、制度上で決定されるところでありますので、課長のほうより答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） お答えいたします。

住宅の家賃につきましては、制度上、利便性係数なり土地の立地条件、間取りの関係等により決められているものでございまして、一概に同じ家賃ではないということをご理解をいただきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） それは理解いたします。同じ家賃ではないということは、制度上ということもあるでしょうし、収入もあると、それは私も知っております。理解しております。

2 点目に入ります。被災されたよその市・町では、災害公営住宅の特別家賃低減延長について独自に方針を打ち出した市・町がございます。町長もこれは新聞等でご存じと思っておりますけれども、本町でも独自に災害公営住宅の家賃低減延長することについて町長の考えはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 平成30年度に入居から6年目を迎える自治体におきましては、東日本大震災特別家賃低減事業に付加する独自支援策について方針を決定しました。亙理町では、特別家賃低減事業が平成31年度より6年目となり段階的に家賃が上昇することになりますが、現在、名取市、岩沼市、山元町、そして亙理町の2市2町の

担当者で勉強会を立ち上げまして、どのような制度以外の支援策が講じられるか、また近隣市町で支援に格差が生じることはないよう、県の助言もいただきながら検討しておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 平成31年度からということで値上げに関しては考えているということでございますけれども、復興庁は昨年11月に低減措置の継続は各市・町の判断に任せるということを示したわけでございます。隣の山元町では、家賃低減延長を既に独自支援すると、町長もこれはご存じだと思いますけれども、新聞等で報道されております。延長期間は2018年度のみ約60戸、2019年度以降はほかの市・町の動向を見て検討していくということでございました。

それぞれの被災地では延長の支援策がまた報道され、今、町長から答弁がありましたように、それぞれの市・町で延長の支援策が報道されておりましたけれども、ただいまの答弁、検討中ということでございましょう。もう少し、これは私は早く取り組むべきではなかったのかと思うわけでございますけれども、本町の取り組みは何となく後手後手に回っているのではないかと、私はこう思うんですが、これについていかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げましたように、既に決めたところは、既にもう時期が迫っているということで、むしろ私のほうはまだ余裕があると、こういうことでご理解いただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） わかりました。家賃値上げ、やはり決まり事だとは言っても、家賃引き上げ延長に関しては、これは町の予算状況もあるでしょう。そういったこともあると思えますので、支援対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

2項目めに入ります。2項目めの1点目、本町の入札制度について質問いたします。

本町では、2015年11月あつてはならない官製談合があり、2016年10月職員と業者が逮捕されたわけでございます。今後、職員が談合事件に巻き込まれることを未然に防ぐ対策として、平成28年12月、亘理町入札制度改革を作成し、その中で今後再開する入札会より公共工事の入札予定価格の事前公表を実施するとしております。

そして現在に至っているわけでございますけれども、この予定価格の事前公表はいつまで実施されるのか、答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 予定価格の事前公表につきましては、入札制度改革の一環として平成28年12月から実施しているところでございますけれども、その目的は、予定価格漏えいの不正行為を防止し、入札制度の公平性及び透明性を確保するものであります。

一般的に、予定価格を公表することによる弊害としては、建設業者が見積もり努力を怠り、工事の品質確保が損なわれる危険性や、予定価格が目安となり競争が制限され、落札価格が高どまりになることに対する懸念、談合が容易に行われる可能性が高まる危険性等が指摘されているところですが、町では、入札時に積算内訳書の提出を義務づけ、契約の際には業者の積算が適正か否かを確認し品質確保に努めているほか、平成29年度の平均落札率は平成30年1月末現在で86.49%となっておりまして、平成28年度の95.16%と比較して8.67ポイント減少しており、現時点においては、予定価格を事前公表したことにより入札制度の公平性及び透明性が確保され、競争性の向上にもつながっていると判断しているところであります。

今後、予定価格の事前公表による弊害等が生じた場合には、適切な対応を行う必要があると認識しておりますけれども、改革の成果があらわれていることなどを考慮し、当面は予定価格の事前公表を継続していきたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） いろいろ改革が進んでいるということでございます。そういうことで2点目に入ります。

本町の入札結果状況を見ますと、平成28年12月以降、辞退、不調・不落、失格、この業者が急増しております。要するに、予定価格の事前公表を実施したときからふえているわけでございます。この件に関し町長はどのように考えるのか、そして今後この件に関してどのように取り組んでいくのか、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 条件付一般競争入札及び指名競争入札における入札不調は、平成28年度において11件、平成29年度は平成30年1月末現在で35件発生しているところであります。特に年度後半に集中する傾向が見受けられます。

入札不調は、さまざまな要因が複合的に影響し起こり得るものと考えておりますが、その主な要因としては、一部工事案件については、季節的な要因等により工期が年度後半に集中する状況や震災以降、復旧・復興工事が増加しているため、業者側が技術者や作業員等の確保が難しい状況等が考えられるほか、平成29年度の特珠要因としては、指名停止等により町内の参加業者の減少が上げられます。

対応策としては、発注見通しの事前公表や主任技術者の専任要件の緩和、公告期間の延長等を行っているほか、実際に入札不調となった案件については、工事内容の見直しや単価更生を行っているほか、条件付一般競争入札における入札参加条件の地域要件の緩和、指名競争入札における町外業者の指名拡大を行っているところであります。

入札不調は事業執行のおくれにもつながり、住民サービスにも影響を及ぼすことになることから、入札不調を可能な限り縮減できるよう、今後も継続していろいろ対策に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、入札不調の件でのお話がありました。平成28年度は11件、平成29年度は35件とこのように、入札不調については確認しました。

ただし、辞退する会社が余りにも多い。昨年3月の第9回定例会において入札監視委員会条例について副町長から説明があったわけですが、その中で同僚議員から最近辞退者が多いのではないかと質問がありました。そのときの答弁は企画財政班長でございました。このときは、いろいろありまして課長不在の中で班長が答弁をいたしたわけですが、このときは入札をとめていると。それで12月まとめて発注したこともあり、受注される業者の配置技術者の関係等、そのような理由で辞退が多かったと考えます、こういう答弁でございました。

確かに11月は入札はゼロです。いろいろございましたので。それで、平成30年2月現在、ことしに入っても辞退する業者が余りにも多過ぎる。そのときの答弁と同じように、現在の辞退者も配置技術者の関係で多くの辞退者が出ているのだろうかとは思ったわけですが、

平成26年度から私は一応調べました、この辞退者。私は入札結果表で調べました。ホームページに載っておりましたので、全部確認しました。

平成26年度亙理町の入札結果表を見ますと、入札物件は286件ございました。応札者、要するに入札に参加した方が1,557者、辞退者が552者でございました。そして、平成27年度、295件の入札物件がありまして、応札者、入札参加者が1,591者、辞退者が42者。そして平成28年度、予定価格の事後公表のときと事前公表のときに分けますけれども、まず入札結果表では4月から10月は14日までやっておりますね。そのときは117件の入札がありました。709者が入札に参加したわけでありましてけれども、辞退した会社が3者でございました。

さて、平成28年度、どうだったか。先ほども言ったように11月は例の事件があり入札はありませんでしたので、平成28年度、12月14日から始まっております。平成28年12月14日以降、平成29年3月31日まで、要するに平成28年度、事前公表したときです。このときは約3カ月間でございますけれども、入札が106件ございました。応札した、要するに入札に参加された方が604者でございます。辞退した業者、何者だと思いますか。321者、辞退しております。率にして53.1%、要するに半分以上が辞退しているんです。

それで、平成29年度に入りまして平成29年4月からことしの2月23日までですけれども、3月はまだホームページに出ておりませんので2月23日までですけれども、321件の入札物件がございます。それで応札、要するに入札に参加された会社が1,886者、辞退した会社、891者が辞退しております。

これは、私は随分辞退する会社が多いなと思って見ていたわけでございます。余りにも多い。平成26年度52者、平成27年度が42者、そして事後公表のときが3者辞退していたわけでございます。要するに全部で94者だったんですけれども。これが、事前公表が始まった平成28年12月から平成30年2月、先月までの入札が物件が544者、参加された会社が3,199者、そして辞退した業者1,215者でございます。

これは、私は本当に随分辞退する人が多いんだなと。辞退したからといって違反ではございませんので。これは特に問題ないと思いますけれども、余りにもそれにしても辞退が多い。そのため、先ほども言ったように不調が多い、こういうことになっているのではないかと私は思うわけでございます。昨年3月に答弁がありましたけれども、配置する技術者だけの問題なのかと私は思うわけでございます。これは異常ではないかと思っておりますけれども、この件に関してどう思いますか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども言いましたように、辞退等の件数は年度後半が比較的多いと。これは亙理町だけではなくて、先日桜井 充さんの会合がありまして、ほとんどの首長が参加した中で出た話が、大崎の市長から、できれば国の予算決定を、どうしても東北地方のほうは補正予算で決定されるのが多いんだと。補正予算についてはむしろ西の地方にして、東北は当初予算でやってもらえないかといった提案がありました。ですから、この問題につきましては、各自治体とも同じ共通の悩みではないかと思えます。1つはやはり予算決定によって始まるわけですから、その辺も影響しているのではないかと。

それからもう一つは、先ほど言いましたように、指名競争入札においては町内業者を主体にやっていました。これらを今回のこういった辞退者ということになって、町外にも現在拡張しています。それともう一つ、現在指名停止の3者、比較的町内では大手のほうなんですけれども、彼らもやがて参加するようになるわけです。ですから、そういったことを含めまして対応していきたいと思っています。

この辞退につきまして、先ほど言ったように全て工事のおくれにつながってくるものですから、これはやはり真剣に取り組むべきと。ただ、これと事前公表とは、事前公表をやってまだそんなに日数がたっていませんし、例の監視委員会も設けているわけですから、その方々の意見も聞いて、事前公表については、必ずしもそれが原因とは考えておりません。それが決定的な原因とは考えておりません。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 決定的なということには考えていないということですがけれども、官製談合から職員を守るため予定価格の事前公表を実施したと。これは私も理解いたします。しかし、余りにも辞退者が多いのではないかとということで、きょうここで質問させていただきましたけれども。平成26年10月に国交大臣連名通知というのが流れたと思います。私は以前もこれを話したと思いますけれども、この事前公表の適否について、十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこととありました。現時点では、先ほども町長はまだ始めたばかりだということですがけれども、1年過ぎたばかりですがけれども、やはりこういう辞退者が多い結果であっても事後公表はまだ考えていないと、こういうことでよろしいでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 実は、事前公表につきましては私、執行部のほうからはなかなか言い出せない、今言ったご事情によりまして。議員の説明の中で、全員協議会だと思わすけれども、議員のほうから事前公表してはどうかというご提案があった、本当にありがたくそのご意見を受けたのが本当のところでございます。というのは、今回の事件で本当にかげがえのない職員を退職に追い込んだわけでございます。ですから、職員の立場を守る、これはもう絶対なんです。

私も実は前職で競り人をずっとやってきました。競り人というのは毎日入札をやっているのと同じ、執行者ですから、それには競り人の立場を守る10カ条とかいろいろあります。あれも市場法によってやっていたからね。ですから同じように、やはり職員の立場を守るというのは大変大切なことだと。それは議員のほうからご提案を受けたので、私も本当にありがたく今回採用させていただいたわけです。

まだ1年ちょっとの経過でございますから、先ほど申し上げたように監視委員会もあるわけでございますし、物事によっては朝令暮改ということもよろしいわけですが、この件については、もう少しやはり時間をかけてじっくり検討すべきではないかという判断をしております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 職員の立場を守るということでこういう形にしたことはわかりますけれども、職員の方もやはり自分自身を強く持たなければいけないだろうと。目の前においしいものが来るとどうしてもふらふらとするものなんです、それを払いのける、そのぐらいの気持ちでなければいけないのではないかと私は思うわけでございます。

町で積算して入札していると思いますけれども、これだけ辞退する会社が出るということは、やはり何かがあるのだろうと私は思うわけでございます。

そこで、2つ質問させていただきますけれども、この辞退者について、これだけの辞退者がいるということは町では把握していたのかどうか、これが1つ。それからもう一つは、亘理町入札監視委員会、昨年12月に設立されましたけれども、その会議は年に2回開催するとなっております。先月の全員協議会で平成29年度は2回開催したと説明を受けましたけれども、ではこの2回開催した中で、入札に関し辞退者がこれだけ多いということについて話し合われたのかどうか。以上、2つを質

問いたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 指名委員長の副町長より答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） まず、1点目のいわゆる辞退者が多いということをお話し合われたのかという話でありますけれども、実際に入札執行をしてみいました結果が出てまいりますと、数多くの辞退が出ておりました。最初のころは、どうしても町外の2者、あるいは3者を入れるというようなことのお考えから、町外を指名の中には入れておりましたので、どうしても町内の業者よりも、町外の業者はほとんどが辞退されている傾向がございました。

そういうことから、入札の委員会も含めて話し合う中で、最終的には仙南の4市9町、名亘も含めて拡大しましたけれども、その前は大河原、柴田まで、角田まで、そういうことで辞退者が多いということから、さらには仙南の白石、川崎、仙南地域まで拡大したわけでありまして。さらには、その部分でもかなりの業者さんにどうしても入っていただけない、応札していただけないというようなことから、仙台に本店を持つまでの拡大等を図って改善を図ってきたわけでありまして。

先ほど町長が申しましたように、年度末の発注が多いということが1つと、震災復興関連の事業が多いということが1つ。あともう一つは、どうしても金額の少ない事業については辞退者が多いのかと認識しております。それでいきますと、ある程度金額の張った仕事が次に発注される、事前公表していますので、そういうことがありますと、技術者の不足を招くということからどうしても業者は手を出せないでいるのが実態なのかということで考えておりますけれども、そういう対応策についてはいろいろと指名委員会等では検討させていただきました。以上です。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、年度末になると発注が多くなるということですが、一応私が調べましたら、年度末、それほど多くないんですね。平成26年度でさえも2件しかないんです、3月は。2月が22件、3月は2件。平成27年度は2月が14件、3月が5件。平成28年度になりまして3月が17件。このときは11月とめた12月がやはり多かったです。48件ありましたので。平成28年3月が17件、こういう形です。それで、今回はまだ3月が出ていませんけれども、2月は15件しかまだ載っていない、

そういう数字でございました。ですから、私は、余り年末だからどうこうではないような気がします。一応そういうことでございます。

本町で発行する入札辞退届用紙についてでございます。余りにもこれは簡単過ぎないかと私は思うわけでございます。悪い言葉で言うならば、お粗末というしかない。なぜか。「上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。」これだけです。あと何も載っていません。これは町長のところに亙理町長殿で来るわけです。これは余りにも簡単過ぎないかと思うわけですね。

やはりこれは、なぜ辞退するのかといったことも載せるべきですよ。例えば、5項目ないし10項目ぐらい、こういうことで辞退すると担当課のほうで大体把握していると思います。それをまず入れてしまう。それで、その中に辞退の要項がなかったという場合、その他の項目を設けるんです。その他の項目の中に、私はこのために辞退しますということをしっかり書かせるということがいいかと私は思います。

そしてまた、そこに留意事項も設ける。どういうことか。やはり辞退すると、何か不利益な扱いを受けるのではないかと思う方もいらっしゃるかもしれない。ですから、留意事項を一番下にでも、辞退理由によって今後不利益な取り扱いを受けることはありませんと、こういったのを明記して、それで今後こういう形でいったらいいのではないかと思いますけれども、この件について答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） ただいまの質問でございますけれども、私どもも、今までの辞退の理由はある程度想像だけの話でこういうことでないかということの認識で行ってきたわけでありましてけれども、今お話があったように、辞退の理由はいろんな項目にわたるかと思っておりますので、その辺の理由も記載するような方向で指名委員会等でも検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ぜひそのところをしっかりとお願いしたいと思っております。

そこで1つ確認でございますけれども、積算方法に問題はなかったのかということでございますけれども、そういったことも考えられるのかと思うんですけれども。この積算方法は、物価本とかそういったところから拾って出すでしょう。例えば、道路工事があった。1本線の道路があった。歩道があった。そしてまた電柱もある。仮設トイレも設置しなければいけない業者も出てくるでしょう。そしてまた、ごみ、

廃材等、これも処理しなければいけない。例えば、1本線の道路であれば誘導員は2人いればいいですけれども、そこに4差路があったら4人ぐらいはまず誘導員が必要だろう。4差路が2カ所あったら大体8人ぐらいいれば大丈夫かなど。そういったような計算でいっているかと思うんですけれども、やはりこのようなことも含んで積算していると思いますけれども、この積算方法については、問題なく積算されているかということ伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ただいまのご質問ですが、都市建設課の関係について申し上げますと、辞退とか不調・不落があった際には、事後になります。再度その積算について確認しております。その案件で違算とか誤りは一切見つかっておりません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 問題なく積算しているということでございますけれども、やはり物価本から積算していますよね。これは大体定価ですから。これは、金額としては私も特に問題ないと思います。私がまだ民間の会社に勤めているとき、やはり民間業者の場合は、大体物価本から7掛け、8掛け、ガンと切りますから。ひどいところは5掛けというのも私は見ております。

そういった中で、公共工事というのはもうほとんど切りません。そのまま入札にかけるくらいで大体線を決めると思いますけれども。そういったところで、民間業者の方はやはり公共事業はおいしいと、こういうことを言った方がおりました。そういうことで損はしていないだろうと私も思っております。

しかし、辞退する業者が多いというのは、やはり何かがあるんだろうと、私はこう思うわけです。そこはしっかり把握して対策を立てていただきたいと思います。

3点目に入ります。

本町の入札において、一者応札が平成28年12月以降多々見受けられたわけでございますけれども、これは競争性のない入札と思われるのではないかと思うわけでございます。この件に関し町長はどのように考えているのか。そしてまた、一者応札の取り組みに関しては、以前担当課長から、そして2月の全員協議会のときは担当班長から、入札参加業者1者のみの場合は予定価格5,000万円以上の工事案件は原則中止と説明をいただきました。再度今後の取り組みについて確認します。答弁を

お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 一者応札につきましては、平成29年度において条件付一般競争入札で12件、指名競争入札で34件発生しており、入札不調と同様に年度末にかけて増加する傾向が見受けられるところであります。

入札参加業者が1者のみの場合も地方自治法上有効とされており、また一連の入札制度改革により全体的な平均落札率は大幅に低下している状況にありますが、一者応札の場合の落札率は高どまりする傾向にあり、入札の競争性を損なわせるおそれがあると判断されることから、平成29年9月22日の公告以降、予定価格が5,000万円以上の工事案件につきましては、一者応札の場合は原則入札を取りやめることとしたところであり、これまで2件の入札を取りやめ、その後の再入札の結果それぞれ80%台後半で落札される等、その効果があらわれているものと認識しているところであります。

なお、一者応札を取りやめる対象案件の拡大については、事業執行のおくれに伴う繰越事業の拡大や事務手続の煩雑化等が懸念されることから、有識者の意見等も踏まえ、この件についても慎重に検討を進めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 痛しかゆしでこれは本当に大変だと私も理解しております。一者応札というのは、先ほど町長が言われましたように、これは1者だけの入札のことを言うわけですが、これはあくまでも入札結果表を見てのことですから、今の町長の答弁は、また違うところから拾ったのかなとは思いますが、私が入札結果表で見ますと平成28年度は2者ございました。それから、平成29年度は私が調べた範囲内では10者ございました。その中で5,000万円以上が3件、4,000万円台が2件、2,000万円台が2件、1,000万円台が2件、1,000万円以下というのが1件。この中で100%というのが、4件ございました。こういうふうには、一者応札が競争性がないためにと先ほど町長も言っておりましたけれども、やはり落札率が高くなっているということでございますので、これはやはり何か対策をまた、対策をとっているいろいろなやっつけようでございますけれども、先ほど原則中止すると工事のおくれが出てくる、これは私も理解しますが、やはり一者応札については本町の今後の課題ではないかと思っております。

4点目に入ります。電子入札の導入について伺います。

本町では、亘理町入札制度改革の中に、電子入札システムの新たな入札方式の導入とありますが、電子入札方式の導入について、現在、本町の進捗状況についてどうなっているのか、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 電子入札につきましては、県内では宮城県及び仙台市、登米市で導入しているところであり、導入の効果としては、地理的条件や時間的な制約が解消されることによる入札参加機会の拡大や入札会のように一堂に会さないため参加業者数がわからないことによる競争性の向上が期待されるところであります。

しかしながら、電子入札システム導入には相当の費用負担が発生するとともに、参加業者側で専用回線などパソコン環境の整備が必要となるほか、導入後もシステムの維持管理や更新費用等が発生することから、電子入札方式の導入については、今後の工事案件の動向や費用対効果も含めまして、さらには有識者の意見等も踏まえながら、今後とももう少し慎重に検討させていただきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 確かに電子入札を導入すると大変なんです。これはもうわかっています。なぜかという、私も前回仙台的ほうにいたときは大変だったということを書いておりました、業者の方ですけれども。現在、本町ではこの入札制度改革、積極的に取り組んでいるわけですけれども、ぜひこういった電子入札を導入してはいいかがかと思ったわけでございます。

電子入札の最大の目的というのは、先ほど町長の答弁にもありましたように、透明性、それから公平性を確保することにやはりあると思うわけでございます。要するに、入札業務の効率化も目的の1つとして、電子入札であれば職員が予定価格を投入すると即座に落札業者が決定される仕組み、そしてまた業者と顔を合わせる機会がない、これが電子入札のいいところではないかと。そしてまた、官製談合防止にもいいのではないかと、私はこのように思って今回電子入札の件で出させていただきました。

先ほど町長の答弁にありましたように、電子入札の操作手順を覚えるまでは確かに大変であり、コストも相当な金額になるでしょう。しかし、これは覚えれば簡単にスムーズに行くということを聞いております。これは業者の方も言えることであ

って、役場に来ることもないでしょう。そしてまた、関係書類を作成する手間も要らない。そしてまた、契約書の印紙税も不要になる。この印紙も非常にばかにならない金額でございます。そういったことで業者の方にもよろしいのではないかと思いうわけでございます。

平成31年度には新庁舎が完成予定でございますけれども、本町でもこの電子入札やITもうまく今後活用すれば、業務の効率化、さらに質のよい町民に対するサービスを提供することもまた可能になるのではないかと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員、おっしゃるとおりでございます。先ほど申し述べましたように、そういった利点を十分考慮した中で検討を進めさせていただきたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと、このように思います。

以上で質問を終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、2番。渡邊重益議員、登壇。

〔2番 渡 邊 重 益 君 登壇〕

2 番（渡邊重益君） 2番、渡邊重益であります。

今回は、通告に従いまして大綱2点について質問をしてみたいと思います。

日本の選手の活躍が光りました平昌オリンピックの閉会から間もなく2週間が経過しようとしております。4個の金メダルを初め冬季で史上最多となる13個のメダルを獲得した日本代表チームの健闘には、多くの国民が感動したことと思えます。特に、我が宮城県出身であるフィギュアスケートの羽生結弦選手のオリンピック2連覇には、日本国民のみならず世界が賞賛したことだと思います。また、スピードスケートや初のメダル獲得となった女子カーリングなど、13個のうち8個、金4個のうち3個と、女子の活躍が目立ったことが印象に残るオリンピックでもありました。改めて最後まで諦めない姿勢やチームワークの大切さというものを学ばせていただきました。また、本町では先月、第27回亘理町スポーツ賞顕彰式で60の個人・団体が表彰されるなど、スポーツに沸いた先月でもございました。

いよいよ2年後の2020年には、56年ぶりとなる東京でのオリンピックが開催され

ますが、同様に、待ちわびておりました鳥の海公園内の陸上競技場、野球場がいよいよこの4月から供用開始となります。この機会を契機にスポーツ活動の普及・発展やスポーツを通じた人口交流の拡大、または、さまざまな大会開催に向けて町民と行政が協働することで町全体の一体感の醸成や本町のスポーツ振興をさらに促進させるチャンスであると感じているところであります。

そのような背景のもと、大綱1点目のスポーツ政策の推進について伺ってまいります。

まず細目1点目、(1)町立中学校における運動部活動の現状と環境整備についてであります。

昨年9月定例会におきまして、同僚の高野進議員が中学校教員の長時間労働と運動部活動のテーマで、教員がゆとりを持って生徒に接する時間の確保と生徒が学習と部活動のバランスがとれた学校生活を送られるようにとの観点で質問をしておりますので、私は別の観点から質問をしてみたいと思います。

近年の少子化やさきの東日本大震災の影響で、沿岸部と内陸部の中学校では生徒数の格差がさらに拡大しております。運動部の運営・維持がますます困難な状況になってきております。こうした状況を踏まえ、中学校の地域の現状に即した地域環境整備が急務であると考えますが、現状をどのように認識しているかお伺いいたします。

議長(佐藤 實君) 町長。

町長(齋藤 貞君) 教育関係の件に関する事なので、教育長より答弁させたいと思います。

議長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) それでは、渡邊重益議員にお答えいたしたいと思います。

本町の中学校における運動部活動の現状と環境整備についてでありますけれども、毎年6月に開催されております亙理郡中学校総合体育大会、いわゆる郡中総体での競技種目や参加校についての状況をご説明いたしたいと思います。

本年度の状況について申し上げますと、競技種目につきましては、別日程で行われる水泳競技を除きまして野球やサッカー、バスケットボールなど10種目の競技で行われております。しかしながら、亙理郡の6校で構成されております郡中総体でありますけれども、6校全ての学校が参加して競技が行われるのは野球と卓球の男

子のみとなっております。10種目中6校全てで競技を行うことは非常に困難な状況になっているのが現状でございます。

そういう中で、少人数の学校におきましては、ソフトボールのようにほかの中学校と合同チームをつくって大会に参加したり、部活動の種目を生徒のアンケートによって決定したりする学校が出ているのが現状でありまして、個々の生徒がやってみたい競技をなかなか選べない状況にもなってきているのが現状であります。

また、部活動をする中で重要なことは指導者、いわゆる顧問ですね。指導している町内の先生方は本当に熱心に指導しております。しかしながら、昨今、部活動における先生方の、議員からも指摘がありました長時間労働が問題になっていると。これはもう全国的でございます。そういうことで、それらを是正するために国あるいは県の教育委員会から運動部活動のガイドラインが示され、それに倣って学校ごとのガイドラインあるいは指導計画を作成するように指導されているというのが今の現状であります。

さらにもう一つの課題は、競技に精通して指導ができる先生がいるかどうかであります。部活動の顧問にはなったものの、うまく指導できないで悩んでいる先生方がいることも確かであります。そのために、国でも学校の先生以外の部活動指導員等の招聘をするような制度に宮城県では試験的に取り組んでいるわけですが、塩竈市が今やっておりますけれども、その動向を注視しながら、本町としてどんな形が望ましいのか等々について、学校側と協議しながら今後対応策を検討してみたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今回のスポーツをテーマにした一般質問をするに当たりまして、町内の中学校4校ありますけれども、そのうち3校の中学校にいろいろと訪問させていただきましていろいろ現状を伺ってみますと、さまざまな課題や苦労があることがわかりました。

もちろん大規模校には大規模校の課題もあるようです。小規模校に至っては、在籍人数に対しまして部活動の数が多くて団体種目などが定数に満たないケースが出てきているということは先ほどの教育長の答弁にもございましたけれども、現在の団体種目の定数に満たないクラブというのは、校長先生がみずから亙理郡内の

他校に赴きまして合同チームの編成依頼をされて、ようやく合同チームが結成されるという現状であります。

しかしながら、その年度はよくても翌年度、その依頼先の学校で生徒数が充足した場合には、合同チームを断られるケースというものもあるようなんです。そうなりますと、さらに校長先生というのは違う学校にまた合同チームの依頼をかけるために交渉が必要になってくるわけなんですけれども、これは非常に大変な苦労だというお話がございました。

また、合同チームの課題は、学校側だけでなく生徒側にもやはり出てきます。合同チームといっても、日常的に練習をともにするわけではございませんので、特に団体競技に大変重要なチームワークの発揮がなかなか極めて困難な状況だというお話もございました。

では、部活動の数を減らせばいいのではないかという考えもありますけれども、保護者の要望などもありまして、安易に休部、それから廃部の決断はなかなか難しいという校長先生のお話もございました。大規模校に比べ小規模校に通学する生徒たちの選択肢がさらに少なくなるということにおいては、私も余りよしとはしておりません。そういった意味では、今後どうしたらいいのかという観点から再質問を少しさせていただきたいと思います。

まず、合同チームを編成する部活動を有する小規模校、特に沿岸部の小規模校、町のバスなどがありますけれども、こういったバスを利活用しまして、平日の部活動でも送迎などをしていただいて日ごろから生徒同士のコミュニケーションを図れるように考えてみてはどうかと思いますが、この点に関して教育長、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 小規模校で合同チームをやっているのは、6月の中総体ではソフトボール、亙理中学校と山下中学校がやっております。ほかは単独でやっているわけです。9月に行われた新人戦におきましては、やはり3年生が引退していますので合同チーム、野球においては荒浜中学校と山下中学校が合同チームでやっていると。ソフトボールにおいては、亙理中学校と山下中学校。それから、女子バレーボールにおいては、吉田中学校と坂元中学校、新人戦においては3チームが合同チームと。中総体の6月は3年生もいますので、1年生も一部入っていますので、合同チーム

は亙理中学校と山下中学校だけだったということなのですが。

そういうことで、スクールバスどうのこうのというふうなお話がありましたけれども、基本的には合同チームは土日に合同練習をしていると。平日は自校のグラウンドで練習するというのが基本的なスタンスであります。土日はどうするか。教員は引率しませんので、現場には行きますけれども、主に保護者会、保護者のほうが子供たちの送迎に当たっていると。

町のバスを使ったらどうかということでございますが、やはり目的は、部活動の活動ですので基本的には町のバス、来年度スクールバスを廃止いたします。町の教育委員会にある小さな20人乗りのは運行しますけれども、それで対応はちょっと難しいかと思っていますので。近隣の様子を見ますと、そういうバスを使って送迎をしているというのは私はまだ聞いていないので、その辺も今後近隣市町など聞いてみたいとは思っていますけれども、今のところは土日の練習には保護者のほうで対応してもらいたいと考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 昨年、お隣の山元町の教育委員会は、小学校、現在4校から2校、それから中学校を2校から1校へと再編する検討に入ることを明らかにしております。当然ながら、町民のアンケート実施など町民の意向を踏まえて最終決定、方針を決めるようなんですけれども、そうなってきますと、行く行くはますます合同チームの編成というものがやはり難しくなってくるのではないかと思う次第であります。

また、3月7日の地方紙を見ますと、自民党のスポーツ立国調査会が、学校単位の部活動での部員確保が難しくなっているということで、全国の中学校などを拠点に、住民主体の地域スポーツクラブを創設して移行させていくという提言案を文科省に提出するといった記事を拝見いたしました。とはいえますものの、社会体育という場でこういった部活動を受け入れるには、まだまだやはり受け皿を整備するにも時間がかかると私は認識しているところであります。

そういった観点から、その当面の間の策として、運動部活動の今後に関しましては、例えば町内各校の運動部活動を1校、2校に集約しまして、他校であっても生徒が希望する種目を選択できるような環境整備の検討もすべきではないかと考えます。特に生徒数が少ない小規模校は、クラスがえなどもできないわけですから、他

校の生徒と活動をともにするということがコミュニケーション能力の向上にも有効な手段ではないかと考えるわけでございますけれども、教育長、この件に関しましてご答弁をいただければと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 小規模校におきましては本当に、幼稚園から中学校3年生まで同一学級ということで、いわゆる固定化がある面では弊害があるわけですね。したがって、やはり他校との交流によってコミュニケーション能力とか人間性の豊かな成長とか、それが非常に期待されるわけでありまして、今、議員がおっしゃったようなことも非常に大事でございますので、私としましてはどんな方法がいいのか。隣接という中学校同士、そういうようなのが可能なかどうか。

小学校のスポーツ少年団では既にやっております。そういうふうなことで、他校同士の子供たちがスポーツ少年団の団員として交流しながら活動していると。部活動は果たしてどういうふうに行ったらいいのかということなので、子供たちの健全育成という意味からも非常に大事なことでございますので、その辺も検討させていただきたいと思っておりますし、学校からの現場の声というものを私は一番大事にしたいと思っておりますので、その辺、現場の声も十分聞いていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 近ごろ、先ほど教育長もおっしゃいましたように、中学校の教員の長時間労働が、運動部活動が原因であるとして、週に何日以上以上の休養日を設けるといった何か一方的な対策ばかりが強いられているように感じます。

本来、部活動は、生徒の体力づくり、または協働を学ぶ機会として貴重であることに加えまして、人生におけるかけがえのない仲間づくりにも大切なものであると私は捉えております。本町の中学校の部活動、運動部活動の環境改善が今後もなされていくことで、児童生徒たちの多くがスポーツに触れ、その可能性を最大限に引き出せる運動部活動になることを期待しまして、次の質問に入りたいと思っております。

細目2点目、地域特性を踏まえたスポーツ振興が必要と考えるがどうかという点であります。

本町が現在進めている第5次総合発展計画の生涯スポーツの振興におきましては、スポーツ施設設備等の充実と効率的活用の推進を重要施策として上げているわけで

ございますが、地域のスポーツの場の確保や生涯スポーツの一層の振興・充実を図るには、地域特性を踏まえたスポーツ施設の設備が大変重要であり、必要と考えますが、ご所見をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 本町における地域特性といたしましては、ハード面を見ますと4地区それぞれに体育館があります。年度内完成を含めると、野球場も各地区にある、荒浜に今度できますので、整備されることとなります。そのほかに、主にグラウンドゴルフで利用されております各種広場や主にサッカーで利用されております亘理運動場、それから年度内完成予定の陸上競技場、人工芝仕様のサッカー場などを全て含めると18の施設となります。こんなにある市町村は近隣では非常に珍しいというか、私にとってもうれしい限りだなと。町民にとってもうれしいと思います。そういうふうなことで、十分過ぎるほどの体育施設の充実が図られているかと私自身は認識しているところであります。

特に、体育館やおおくま防災広場におきましては、平日の午前中は各種の愛好者、主にグラウンドゴルフでしょうか、大にぎわいをしていると。午後の遅い時間帯には逢隈中学校のサッカー部、いわゆる部活動で使用されているわけですが、うまく午前と午後のすみ分けができていうふうに認識しております。

また、町内のスポーツ少年団や中学校、亘理高校の部活動にあっても使用料の減免をしております。それから、町内の各種大会につきましても優先的に運動施設が使用できるよう調整を行いまして、スポーツの振興を図っているというところがございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 町内18の施設ということで非常に喜ばしいことと私も思います。

先月11日に亘理クロスカントリー大会が開催されたようでございまして、私も新聞で記事を拝見いたしました。これは、本町が有する里山の起伏ある土地条件をうまく活用している点では、これもまた地域特性を生かしたスポーツ振興の一環であるというふうに私も考えております。

また現在、栗原市ハーフマラソンコースを舞台に開催されている全国高等学校駅伝競走大会の宮城県予選大会ですけれども、震災前は皆さんご存じのように、わたり温泉鳥の海前を発着する平坦な公認亘理マラソンコースで開催されていたわけで

ございます。そこで、先ほどの4月から鳥の海公園の整備も完了し供用開始となるというお話もございましたけれども、亶理町の復興状況を県内はもとより全国に発信するよい機会になると考えまして、改めて公認コース申請を検討して、鳥の海温泉を発着とした高校駅伝の大会を再び亶理・山元へ誘致してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 亶理クロスカントリー大会、県内から中学生、高校生、大学生、一般と、私もスターターをやっているものですから、非常に毎年亶理中学校を発着として大変盛り上がっているということでございます。

それで、公認コースのことでございますが、具体的にどういうふうな状況があるか、生涯学習課長のほうから説明させます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） それでは、公認マラソンコースにつきましての質問でございますけれども、現在、震災復興計画の実施計画にも記載してございます。県道相馬亶理線の山元町の分の事業でございますけれども、亶理町と山元町の町境あたりから福島県境まで全長で約11.3キロ、T P約5メートルということで、一部坂元川と戸花川の間がT P約10メートルということで、幅員につきましては11.5メートルの高盛り土道路で計画されてございます。また、旧山下駅から南側については、旧JRの常磐線につくる計画になってございました。

現段階では、平成29年度までの着手率が50%に満たない状況でございまして、なおかつ町境から牛橋、花釜、山寺分については平成30年度以降の発注計画となっておりますので、完成時期についてはまだわからないというような状況でございまして、あと一、二年くらいは進捗状況を見守る必要があるのではないかと考えてございます。

また、宮城陸上競技協会にも高体連のほうでどのようなことを思っているかということで話を伺って経緯もございます。中には、亶理町、山元町の公認コースがもしできるのであればそちらのほうに戻りたいというような意見もあるということも伺っていますし、最終的にどういうコースになるかというのも見たいと。また、最終的に両町の同意が得られて協力体制を構築してもらえるのかということも心配ということでございました。

また、今現在やっています栗原市の担当の方にも聞いているんですけども、平成30年度については300万円ほど予算化して高校駅伝のほうに今やっているということをごさいますて、震災当時については、震災復興するまで約3年間くらいならということで引き受けてもらっていた経緯があったということで聞いてございます。当時の市長も現在変わられているということで、現市長がどのように思っているかは定かだございせんけれども、そのあたりの動向を見きわめて今後慎重に判断していきたいということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今後の動向を見ながら慎重に判断されるというご答弁でございますけれども、鉄は熱いうちに打てということもありますので、山元町と情報を交換しながら一日も早く亙理町・山元町にこのマラソンをまた再び戻していただけるように強く祈願をしまして、次の質問に入っていきたいと思っております。

この大綱、最後の質問になります。（3）スポーツツーリズムなど観光分野との融合策にも積極的に取り組むべきと思うがどうかという点でございます。

前項でも述べましたが、総合発展計画ではスポーツイベント、交流事業の推進も前項と同様に重要施策に掲げられております。広域的なスポーツ大会や交流イベントの誘致、開催及びこれらイベントなどへの積極的な参加促進に努めることことから、スポーツツーリズムなど観光分野との融合策にも積極的に取り組むべきと思いますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 現在、鳥の海周辺におきまして今年度内完成を目指しております鳥の海公園内に陸上競技場、それから人工芝サッカー場、野球場、そしてB&G海洋センターの艇庫の整備を進めているところでございます。平成30年度からは、鳥の海公園を中心としたスポーツ交流拠点といたしまして、学童・少年野球大会を初め、小学生から社会人までの各年代におけるサッカーの公式試合、それからプロあるいは社会人による野球・サッカー教室の誘致、また、町内のチームはもとより近隣市町で活動しているチームの練習会場としての利用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、例年11月に開催しておりますわたり復興マラソン大会につきましては、現在の佐藤製線所周辺コースから来年度は鳥の海公園をメイン会場としてそういうコ

ースを設定しながら考えている、来年度は鳥の海周辺に復興マラソンを移していきたいというふうに思っています。

さらに、本町は東北の中でも温暖な気候で降雪量も少ないと。ある面では一年を通じてスポーツを楽しめる環境にあるということですから、4月にリニューアルオープンするわたり温泉鳥の海を初め、荒浜海水浴場、来年度は無理としても平成31年あたりを考えているというところでございます。それから、B&G海洋センターの艇庫を中心としたマリンスポーツなど、観光との融合を図っていきたい。とともに、県内、近県、特に山形県ですね、冬の間は雪が多いもんですから、からの各種スポーツ団体の合宿での利用なども視野に入れて、さらなる交流人口の拡大や地域経済への波及効果につなげていきたいと考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） まさに亙理町の荒浜地区のフルコースといったメニューを今、教育長からご答弁いただきましたけれども、観光庁が観光立国戦略の一環として着目した、2012年4月に産学官の連携組織のスポーツツーリズム推進機構というものが設立されたようです。ちょっと調べましたら、メンバーにはさまざまな法人、スポーツ団体、自治体など多種多様なメンバーで構成されております。

本町でもこのような団体、自治体など多種多様なメンバーに参画する、もしくはこういった取り組みを参考にしながら、このスポーツツーリズムの取り組みを推進していただければと思っております。ひいては、亙理町版スポーツツーリズム推進機構、これは仮の名前ですけれども、こういった組織を組織しまして、交流人口対策を担う団体と成長させることが可能になれば、先日齋藤町長が施政方針の中で掲げました滞在型の観光もより具体的になってくるのではないかと思います。この点につきましては町長のご所見、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員ご指摘のとおり、こうした機構に参加する、あるいはまた地元でそういった類いの機構をつくるというのが1つのすばらしい方法ではないかと思えます。

それと、ただいま滞在型とおっしゃいましたけれども、滞在するには宿泊ということが1つの前提になりますし、滞在と同時に通過型でもいいのかなど。というの

は、議員ご案内のように、今、広域で観光の作戦を立てているところでございます。したがって、これからの互理町の観光というのは、滞在及び通過といたしますか、必ずしも宿泊を伴わなくても、いわゆる通過してもらい、利用してもらおうと。そういった両面作戦で。そういった面でこういった機構というのは、ぜひ大変必要になってくるのかなど。この辺については今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ぜひこの互理町がますますこういったスポーツ交流を通じて発展するように祈念いたしまして、この大綱の質問を終わりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員に申し上げます。暫時休憩のために、次に入る前にここで休憩を入れます。（「はい」の声あり）

暫時休憩をいたします。

再開は、11時30分とします。休憩。

午前11時19分 休憩

午前11時28分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

2 番、渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） それでは、休憩前に引き続きまして私の一般質問を続けさせていただきたいと思っております。

大綱2点目、結婚支援事業の充実についてであります。

昨今、婚活という言葉がマスメディアでたびたび取り上げられ、現在では県内の自治体も含め多くの自治体で婚活パーティーや街コン等が催されております。

これまで結婚はプライベートな問題で行政の介入は困難とされてきましたが、本県においても少子化は社会全体の課題と認識を改め、結婚で県内に定住してもらえれば地域活性化につながると強調し、昨年度に初めて婚活支援事業に1,420万円を計上し、婚活支援の取り組みをスタートさせております。

本町においても、少子高齢化問題の解決は最重要課題であると考えます。そこで、本町がこれまで取り組んできた結婚支援事業の現状を踏まえ、今後の対応について順次お伺いをしてまいりたいと思っております。

細目（1）結婚支援事業の成果と問題点についてであります。

さきの全員協議会の際に配付いただきました資料とご説明から、これまでの概要

と事業の現状については理解をしたところでありますけれども、改めてこれまでの成果と問題点をどう認識されているか、町長のご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まず、結婚相談事業の概要を申し上げますと、この事業は、昭和59年町内の農林水産業や商工自営業者の世帯後継者の育成を図るとともに、伴侶を確保することを目的にスタートしております。その後、平成18年度からは町内の青年の伴侶の確保というように対象の枠を広げ取り組んでまいってきたところであります。

事業は、地域にかかわりのある各種団体へ適任者の推薦を依頼し委嘱した亘理町後継者結婚相談員で組織する亘理町結婚相談推進委員会において結婚相談所を開設して、登録制による相談・紹介を行うほか、出会いの場を提供するための交流会等を実施してまいりました。

その成果についてでございますけれども、出会いの場の提供という点においては、年度年度においてその目的は達成してきたと考えております。やはり結婚相談に訪れる方の一番の悩みは、出会いの場がないということのようでございます。まずは交流の場を設けるということで、イベント、いわゆる集団お見合いパーティーを開催してまいりました。亘理町で行う事業でありますので、亘理らしさを取り入れて、これまでイチゴ狩りやはらこ飯のシーズンに合わせて実施しており、パーティーで誕生したカップルに対して、そこからさらに進展していただけるよう結婚相談員や担当職員が連絡をとり、アフターフォローに努めてきました。

また、平成25年度からは、事業の原点に立ち返り、結婚相談員を仲人として登録者の男女を個別に引き合わせる、お見合い業務もあわせて行ってきたところであります。

ただし、結婚相談事業の究極の成果は、結婚に至ることだということのも事実でございます。結婚相談推進委員会でもそこを目標に事業を行ってきたわけですが、成婚に至った件数は、平成18年度以降で申し上げますと4件となっております。

次に、問題点でございますけれども、現在の状況を申し上げますと、結婚相談登録者は45名、うち7割が男性、かつ登録される方々が固定化していることから、登録者同士のお見合いの設定等が困難になってきております。イベントは民間の結婚相手紹介サービス業者に進行を依頼し、ノウハウを取り入れながら開催してきまし

たが、参加される方々の固定化もあり、いずれも進展を図りにくくなっております。

また、ご委嘱申し上げる亙理町後継者結婚相談員の方々についても、推薦いただく各団体の内規で充て職となっているのが現状のようでございます。結婚に係る相談を引き受けるという職務ですので、もちろん得手不得手もあると思われ、相談員の皆様にご負担をかけてきた点が多分にあると感じております。

そして、この事業に取り組む中で、事業開始から30年以上が過ぎ、この間の社会情勢の変化とともに、結婚に対する考え方も変化していることを実際させられる中、平成28年度において亙理町議会総務常任委員会による亙理町結婚相談推進委員会との議会懇談会が開催されたところでございますが、事務局を務める町民生活課長宛て「現状を踏まえ時代に即した事業を展開されたい」との意見書をいただいているところでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 私も、今、町長がご答弁をなされました平成28年11月に開催された結婚相談推進委員会と総務常任委員会の議会懇談会の議事録をこのたび拝見いたしました。その内容を見ますと、相談員の方々がいろいろなことで悩みを抱えながら活動されていたんだということがうかがえます。

その中で何点かご紹介をしたいと思いますけれども、どうしたら結婚が成立するのかいろいろ頭を悩めていると。または、もう少し出会いの場をふやしたらどうかと。また、何が何だかわからなくて一、二年やっている。また、専属の相談員を配置してほしい。その他もろもろございますけれども、そういった相談員の方々の悲痛な声がこの議事録から酌み取れるわけでございます。

こうした内容を拝見しますと、先ほど町長がおっしゃいましたように、昭和59年からこの事業を立ち上げられたということで、既に30年以上の年月が経過していると。その時代も大きく変化してきているということでした。この事業を開始した当初は目的に沿ってよかったんだと思います。ところが、やはり時代とともに人々の結婚に関する意識が変化していく中で、事業がそのまま変わらずに来た、このミスマッチも起きていたのではないかと。それが今回の相談員の方々の答えにつながるのではないかと考えております。

先ほど結婚が究極のゴールだということで町長からもお話がございましたけれども、この結婚支援事業の具体的なゴール、どこに目的を置くか、ゴールをどう捉え

るかで、やはり求める成果というものも変わってくるかと思えます。先ほど平成18年以降4件の成婚があったということでございます。この10年間に4件、これを多いと見るのか、少ないと見るのか。これはやはりゴールをどう設定するかによって捉え方も変わってくるのかと思う次第でございます。

そういう点から、近年は結婚相談員の方々にしっかりと町当局の結婚支援事業のビジョンというものを示すことができていなかったのではないかと私は感じている次第でございます。この点に関しましてはいかがが認識しておりますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） それらを踏まえて今後の取り組みということでよろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今後の取り組みに関しましては、また次の点で申し上げたいと思います。つまるところ、相談員とのこういった議会懇談会を含め、当局のほうで結婚相談員の方々との情報交換がやはり少なかったのではないかというふうに私は感じるところでありますけれども、この点に関してどのように認識をしておられるかということです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この件につきましては、先ほども申し上げましたとおり、いわゆるいろんな組織にお願いしたんですけれども、充て職という形になろうかと思えます。この結婚相談については、これはもう申すまでもないんですけれども、いわゆる仲人さんということになろうかと思えます。これは相当の適任者、不適任者、適する人というのが限定されてくるのではないかと思えます。そういう面でやはり、この件についてはもう人選の面で相当別な形で持っていかないとと思えます。今までのやり方であれば、当然充て職ということになれば、なかなかやはり思うようにいかないのかと、そういった認識はしております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 先ほど平成25年以降仲人というお話、意味を付加したといいますか。この仲人という言葉、最近なかなか聞かなくて、最近の若い方々の結婚式は仲人がいない結婚式が多いわけでごさいます。私も今から20年近く前晴れて結婚をしたわけですけれども、私はぎりぎり仲人を立てて結婚式を挙げたんですけれども。ちょっと個人的なことで申しわけないんですけれども。やはり仲人というのは非常に

お二人の、いいことばかりではなくて悪い面も申し上げないといけないということで、なかなか人選も含め町長がおっしゃるように非常に選定といたしますか、相談員の方々の役割というのは非常に大きいものなのかと思うところがあります。

参加される方々も、45名いらっしゃって7割の方々が男性で参加者が固定してきているということでございます。こういったケースは当人、結婚したいという本人よりもやはり親の方々が、こういった支援事業を活用したいという親御さんの考えなどもいろいろ加味した上で、これまでのこの相談員の事業が進んできたかと思えます。そういった意味では、時代に即したということ言えば至らないところも先ほどあったということではありますけれども、やはり先ほどの4件という成婚数は、私は非常に上できではないのかと思うところであります。

また、こういった登録者の7割の男性、また登録がマッチングが困難であるということや充て職の件もあってこれを今回見直すという形で、先日の全員協議会でご説明を受けたわけなんですけれども、この辺の今後の取り組みについての質問に入ってまいりますので、次の細目（2）の今後の取り組みの質問に入ってまいりたいと思えます。

この点につきまして、今後の取り組みに関してまず初めに町長のご所見をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今後の取り組みについてであります。結婚希望相談者に対するこれまでの支援方法を見直しまして、平成30年度からは、町が直接登録やイベント業務を行うかわりに、宮城県の委託により結婚相談事業を専門に行うみやぎ青年婚活サポートセンターを活用することを推奨し、入会を促すためサポートセンターの入会金を助成する制度に変更する予定としております。

みやぎ青年婚活サポートセンターは、宮城県教育委員会所管の一般財団法人として昭和52年に設立された宮城県青年会館が、青年活動の支援の一環として平成6年に婚活サポートセンターを開設し、結婚相談事業を展開しているものですが、県内の各自治体では、その運営負担金を支出しております。亘理町も毎年4万円を支出し、運営の一端を担っております。

サポートセンターの内容を具体的に申し上げますと、1つ目が、入会資格は結婚を誠実に希望される20歳以上49歳までの独身の方。2つ目が、入会期間は1年間、

入会金は男性、女性ともに1万5,000円。3つ目が、入会期間中に少なくとも5人相手を紹介する。なお、5人に満たない場合は、5人紹介できるまで登録が延長される。4つ目が、婚活パーティーは年間11回、ほぼ毎月開催。そして5つ目が、入会登録者は昨年11月現在で男性が150名、女性が110名。以上の内容となっております。

新年度からは、このサポートセンターをぜひ利用され、結婚の機会拡大を図っていただきたいことから、利用促進のための亶理町みやぎ青年婚活サポートセンター利用促進助成金の制度を設けるわけですが、サポートセンターに入会した者に対し、年間の入会金の2分の1の額に当たる7,500円を助成する内容でございます。

みやぎ青年婚活サポートセンターは、公共性が高く、これまで亶理町の相談所に登録してきた方々も安心して利用できるものと考えております。専属の相談員による定期的な面談等に基づくサポートを中心に、登録者数やイベント開催回数などがふえ、結婚希望相談者の出会いの場が大幅に広がると思います。

そして、このことにより成婚件数の増加につなげていきたいものと考えているところであります。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今回今のご答弁から、全協でもご説明がありましたけれども、みやぎ青年婚活サポートセンターへ相談することを推奨していくと。そして、入会を促すための入会金にかかわる助成制度に変更していくという新たな結婚相談事業を進めていくということではありますが、幾つかそこで質問をさせていただきたいと思っております。

先日配付いただきました資料の中に、町が期待される効果として、このみやぎ青年婚活サポートセンターは公共性が高く、これまで亶理町の相談所に登録してきた方々も安心して利用できるものであるということでした。この会員の資格が20歳から49歳までとなっているわけなんですけれども、これまでの亶理町の登録者の中でこの条件に見合わない方々もいると思いますけれども、その方々は何名いらっしゃって、その方々の今後の支援についてはどのように考えているのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町民生活課長より答弁させます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） ただいまのご質問にお答えします。

現在、亙理町の結婚相談の登録者は45名と申し上げたところでございますが、そのうち今回みやぎ青年婚活サポートセンターに申し込みできない50歳以上の方というのが8名おられます。また、そのほかにも助成対象外となる町外の対象の方が6名いらっしゃいます。この50歳以上の方8名につきましては、今後もその支援方法と考えているところは、従来どおり窓口や電話による結婚相談、こういうところに入会できる団体あるいは参加可能なイベント等の情報の提供などに努めていきたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ここで申し上げるべき点は、49歳までという制限があるわけなんですけれども、結婚支援というものは何も若者だけではないと思うわけでありまして。結婚イコール出産ということが出来る、男性も女性もそうなんですけれども、そういった外部のサポートセンターのこういった事業に判断したのではないかと思いますけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） 今回、みやぎ青年婚活サポートセンターの利用を促すということで選択した理由としては、まず出会いの場がこれまで以上に格段に拡充できるということと、量的な面のほかにも質的にも専門の相談員がおり、一人一人十分なケアあるいはサポートができると考えたところでございます。ただ、みやぎ青年婚活サポートセンターの入会規約においては49歳までの方という内容だったということでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今回の取り組み自体が、行政の行き過ぎた官製婚活と意識されなくもないわけでございます。この行き過ぎた官製婚活というのは、特定の価値観の押しつけといったハラスメントにもなる点を十分理解されているとは思いますが、結婚支援の根本は何かというものを捉えるきっかけにさせていただきたいと思いますが、この点に関してはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） 結婚環境の中で最も重要なことは、やはり出会いの場である

と考えております。町の結婚相談事業においては、従来から出会いの場を提供することを事業の中心にしてまいりました。今回、婚活の支援方法の見直しを行うことを予定しておりますが、出会いの場を提供するという方向には変わりがないので、結婚環境を整備する婚活の支援方法としては最も効果的かつ現実的なものであると考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 先日いただきました資料に、このサポートセンターの登録者数、先ほど町長のご答弁にありましたけれども、確かに男性150名、女性が110名とこれまでの亘理町の登録者数に比べれば大変多いと思います。そして出会いの回数も多く機会が出てくるのかと思うんですけれども。

これもまた登録者が固定化してくれば、また新しい出会いというのがこれまた減ってくるわけでございます。この中身は、出会いの場が拡大すると成婚率の上昇につながるのではないかということで、今回この制度を活用していくというわけですが、つまるところ、私が申し上げたいのは、出会いの場だけあっても結婚につながるかというと、当然そういうことではなくて、やはり結婚観の醸成というのが私は今後重要になってくる。町、自治体が行う結婚支援事業というのは、結婚観の醸成というものをしっかりと取り組んでいくべきではないかと思っておりますけれども、この点に関しましてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） 議員おっしゃるとおり、従来の支援方法を見直ししてみやぎ青年婚活サポートセンターの利用促進制度に切りかえるという予定ですが、このことにより出会いの頻度が従来の町主催事業より向上することが見込まれるということがあります。また、先ほども申し上げましたが、量的な拡充だけでなく質的にもサポートする内容が拡充されますところから、登録者の結婚観を醸成する支援方法になるのではないかと考えているところでございます。

また、結婚観についてなんですけれども、結婚したいという意志が必要であると考えるところでございますが、これは、好きな人と一緒に暮らしたいとか子供が欲しいなどと明確な希望があれば特に醸成の必要もないとは思っておりますが、若者の結婚観も多様化しており、若者に限らず社会全体、結婚観も多様化しておりますので、一概に結婚への意志を醸成するというようなことは難しいのではないかと

と考えております。

それで、まずは、結婚したくても相手が見つからない、あるいは出会いの場がないなどで困っている方を後押しするというのが行政としてできることではないかと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ちょっと私事ですけれども、私の場合は23で結婚させていただきました、若いころからとにかく25歳までには結婚するんだ、そして子供は4人欲しいと、ただ漠然とそんな思いを持っていたわけであります。結婚というものは、当然、結婚観を醸成するという事は、なかなかそれは容易ではないことはわかるんですけれども、現在は、結構自由がなくなるとか、お金がかかるだけだというような、結婚に対して否定的な考えを持つ方も近年多くなってきているというお話も聞くわけであります。そういった方々に機会を与えて意識を変える場を提供するという事は、今後も私は必要だと思っておりますが、そういったことが、今現状のこれから亘理町が行う結婚支援サポートセンターの事業に移行させてしまうと、そういった部分が希薄になってしまうのではないかと思うんですけれども、その点に関しましてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） 今のご質問についてなんですけれども、青年婚活サポートセンターには、先ほども申し上げましたとおり専任の相談員が6人常駐しております。そこで個々の入会者あるいは登録者に対して、さまざまな聞き取りなり、あるいは面談なりでその方に見合った相手を探すということもやっているわけでございます。そこで入会した方々がさらに自分たちの結婚するという意志を固めていただければ、なお事業の効果があるのではないかと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 最後に1点、私から重要なポイントだと思っておりますので、1点だけ最後に述べさせてもらいたいと思います。やはり一番重要なことは、これまで幾度か長年イベントといった婚活の相談事業というものを行ってきたかと思うんですけれども、参加された方とか結婚したいと思っている方々がこういった条件がそろえば結婚したいのか。もしくは、亘理町に結婚して住みたいのか。そして、どんな支援があれば安心して子育てができるのかと。ひいては老後を安心して

暮らすことができるのかという、やはり生の情報だと思うんですね。ニーズですね。全国の統計データは当然いろいろありますけれども、やはりその地域で暮らす人々の生の声をつかむということが、今回の結婚相談支援事業の骨格の部分だと私は思っております。

これまで本町が取り組んできた結婚相談員制度という点につきましては、当然ながら否定するものもございませんし、これから取り組むサポートセンターの事業だけでなく、今後また必要に応じて検討すべきだと思っております。

また、町全体が結婚に関しましてやはりプラスな機運をつくっていくような環境がつくれれば、ポジティブな環境、こういった環境をつくるのがやはり互理最後の行政の役割だと考えているところでございます。今回の取り組みを否定するものではなく、新しいスタート、一步踏み出したわけでございますので、さらなる展開に大いに期待することを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私の見解も申し述べたいと思います。

議員がご自分のことをおっしゃったので、私も、恥ずかしいんですけども自分のことを申しますと、7人の兄弟のうち2人は早くに亡くなりましたから5人結婚しました。大恋愛したのは私だけなんですね。あとの4人は見合い結婚です。見合い結婚は、当時我々のときはそれが一番安定しているというか、やはり経験豊富な方々が出会いの場をして会わせると。我々の兄弟の場合は5人のうち私だけが恋愛で、あとは見合い結婚。子供3人なんですけれども、1人だけ男の子が結婚しています。結婚して離婚してまた結婚しました。4人の子供がおります。あとの2人の女の子は、40ちょっと過ぎたんですけれども結婚する気が全くありません。そういうことです。

ですから、私は思うんですけれども、やはり今の日本のいろんなあれを見ていますと、一昔前の日本のというか、システムって非常にすばらしいなど。この結婚も、公のお金を使ってシステムをつくったからうまくいくというわけではないと思うんですね。やはり当時はおさっぺなおばちゃん方がいっぱいいたわけでございます。

私も振り返りますと、結婚の司会は若いとき35回ぐらいやっています。ですから、世話するの好きなタイプかもしれないですね。ですから、これを機会にライフワー

クとして仲人を始めようかなと思っています。このこと、いや、実はですね、これがうんと大事だと思うんです。仲人を皆さん、やりませんかということを、今度町民にアピールしようかと。今、議員の質問を聞いていまして、やはり仲人をしたいけれどもなと思って。結構おさっぺなおばちゃん、いっぱいおります、亶理町には。ですから、仲人をしましょう運動が私ほうんといいいんじゃないかと思うんです。それで、その報酬を町から2万円やる、3万円やるというのではなくて、それはそれであと考えるにしても、当面はやはり個人の問題ということで、個人でした場合は謝礼するとかしないとかそういう形で、まずは仲人をしようという運動を展開したらどうかと思うんです。まず私は手を挙げようかと思っています。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 私も仲間に入れていただくことを祈念申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤 實君） これをもって渡邊重益議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は、午後1時ちょうどでございます。休憩。

午後 0時00分 休憩

午後 0時56分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、17番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔17番 佐藤アヤ君 登壇〕

17番（佐藤アヤ君） 17番、佐藤アヤでございます。

私は3点についてお伺いいたします。1点目、町有地の売却について、2番目、受動喫煙対策の取り組みについて、そして小型家電の回収についてお伺いいたします。

まず第1点目です。本町の厳しい財政状況の中で、利用予定のない町有地について積極的に売却を進めていくべきと考え、2点について町長の見解を伺います。

一番最初に、現在利用予定のない町有地は何か所ありますか。また、これまでの取り組みについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、町が普通財産として所有する町有地のうち、現在利活用中の

町有地や危険区域内に存在する町有地を除くと、売却が可能な町有地は6カ所となっております。

これまでの町有地売却の取り組みとしては、平成24年6月に逢隈中泉、平成25年7月には長瀬字砂取場、平成29年5月には荒浜字御狩屋の各町有地を公募入札等によりまして売却し、財源確保に努めてきたところであります。

また、現在所有する売却可能な町有地6カ所のうち、最も売却が期待できる旧倉庭住宅跡地につきましては、平成26年2月に公募入札による売り払いの募集を行ったところですが、残念ながら応募者はなく、現在は現地に売却希望の看板を設置して対応しているところです。問い合わせが数件あるものの、具体的な進展はない状況となっております。

売却可能な町有地は限られておりますけれども、今後も財源確保のため町有地の売却を積極的に進めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、町長に答弁していただきましたけれども、普通財産処分可能箇所調査一覧表によりますと6カ所あります。これをうまく全部売却をすれば、評価額というのを合計すると約9,400万円になります。また、これをうまく全て売却した場合には、固定資産税も入るということになりますけれども、これまでこの6カ所についてどのように周知をしてきたのでしょうか。確かに看板はありますけれども、あそこの土地の広さと企画財政課の看板しかないものですからなかなか、一番売れる時期に時期を逃したのかと私の中では思っていますけれども、いかがでしょうか。まずこのことについてご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課の企画財政課長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 補足になりますが、今の周知方法も含めてその前段階として今現在6カ所の状況からご説明させていただきますと、最も売却が期待できるのは今町長が答弁したとおり旧倉庭住宅跡地でございますが、その道路を挟んだ西側にも同じような、用途地域が第一種中高層住居専用地域で比較的売却可能であると期待できるものが2カ所存在します。ただ、その2カ所とも敷地が不整形であったり、宅地としては面積が大き過ぎたり、逆に小さ過ぎるという土地だからということも

ありまして、なかなか売却が難しい状況です。

それ以外の土地についても、一番面積が大きい土地が鹿島の第二日就苑の南側に約5,700平米の土地がありまして、実はそこは平成24年度に購入の打診もあったところではございますが、その企業が地盤調査を実施したところ、地盤沈下の危険があるということで、地盤改良だけでも5,000万円以上の費用を要するというような状況でございます。また、その他残りの2カ所も土地の形状が小さ過ぎたりとか、袋小路に位置して、やはり買うにはちょっと問題があるところが残っているのが今の状況で、売却が難航している状況です。

ただ、ご指摘のとおり、遊休地の売却というのはやはり売却益とか、場合によっては固定資産税の増加等も期待できるということで、より積極的に進めていきたいと思っております。今看板だけしか設置していないんですけれども、例えば、先ほどお話しした大き過ぎるとか小さ過ぎる土地は、測量の上1つに合筆して、それをさらに分筆するとか、そうやってより売却が見込める状態にするとか、あと適正なPRの手法とか、お話だと販売時期のあり方とかも検討しながら、売却については積極的に進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 倉庭住宅等ハウスのそばなものですから、もうしょっちゅう通らせてもらっていますけれども、あそこの周辺どんどん新しい住宅地がふえてきております。そういう中で、倉庭のもと町営住宅のあったところは、ちょうど住宅にいいのかと思うような、そういう土地がどうして売れないのかと思って、いつもあそこの前を通りながら感じておりました。

そういうことを考えまして今回一般質問したんですけれども、3月6日の新庁舎役場、そして保健センターもようやくスタートされたような状況にありますけれども、36億5,000万円という金額のほかに、これからもっともっと設備等、あと周辺とかいろんな部分で財源が必要かと思っておりますけれども、国のお金、県のお金、あと今まで積んでいたお金等の財源のことも先日の全員協議会の中でもお話いただきましたけれども、やはり今、町有地の中で活用できるようなところをうまく何とか販売をすることによって維持管理費の部分も削減されるのかと思っております。そういう部分で、今いろんなところで未利用地の活用をうまくつなげるような取り組みをし

ている自治体がありますので、若干ご紹介をしたいと思います。

それは、富山県の南砺市というところなんですけれども、市有地売却の媒介に関する協定を宅地建物取引事業団体と締結して団体会員のノウハウとネットワークを活用して有効な未利用地、市有地の処分に取り組んでいるということです。やはり役場の職員だけではなかなか難しいのかと思います。企業誘致にしてもやはり土地を売る、そういうのはなかなか職員の方々の、もちろん一生懸命取り組んでいるということはわかりますけれども、ノウハウ、販売の時期、価格、周りの状況と、プロの方というか、宅地建物の関係の方とか、いろんな部分でお話し合いを進めながら町の財源確保に結びつけられればいいのかと思っておりますけれども、この点いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、餅は餅屋ということなんですけど、ただ、町の場合だと適正価格での販売というのが前提となるということで、一般の商取引ですと、例えば査定10万を8万で売りますよと。時期を見て、相場を見てということもあるんですけども、その辺がネックになるのかと思います。民間の活用ということは視野に入れたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そのほかにも、6カ所ということなんですけれども、例えば、本当にうちのそばなんですけれども、倉庭住宅の1号から5号棟まで解体をしました。本当にきれいに整備して解体費、それから造成事業と莫大なお金をかけてあそこを更地にしたわけなんですけれども、今現在、あの土地は駐車場として使われているようなんですけれども、あんなに広い土地、例えば駐車場として必要があるのかと思います。ぜひそういうところ、亘理町で持っている土地の中でそういうところはもっと出てくるような気がしますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおり、中央工業団地もその一つになりますし、そういう面で財産の利活用については今後とも取り組んでいきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ぜひ各課と連携をして売却、それから貸付をして、財源確保という部分にしっかりと取り組んでいただければと思います。

次の2番目に入ります。

今後考えられる役場跡地等の有効活用についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現役場庁舎跡地の利用につきましては、平成28年3月に策定いたしました亘理町新庁舎建設基本構想・基本計画において跡地の利活用（案）としまして、新たな施設整備用地、公園整備用地、跡地売却の3つの方向性に整理させていただいたところであります。

新たな施設整備用地として利活用する場合は、現在及び将来において必要となる施設を選定した上で、財政状況を考慮し計画的に整備する。公園整備用地として活用する場合は、周辺住民の交流の場、憩いの場とするほか、防災公園としての機能も検討する。跡地売却の場合は、貴重な財産を効果的に活用するため、売却先については慎重に検討する旨として、また今おっしゃったように財源の確保という面を取りまとめたところであります。

現在は、新庁舎建設推進本部会議や新庁舎建設推進本部作業部会等々で協議を進めているところですが、現庁舎跡地は町の貴重な財産でありますので、その利活用につきましては、町民の意向も十分に反映させながら、今後の役場庁舎の移転時期や移転計画、町の財政状況等を踏まえ慎重に、前からも慎重と言っているところですが、今後とも慎重に検討させていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、新たな施設、公園整備、そしてまた売却というような3つを示していただきましたけれども、例えば、このプレハブの庁舎を解体した場合、どれぐらい費用がかかるのでしょうか。このままというわけにもいかないと思いますので。そして、あとそのほか上下水道課、農政課、保健センターですか、そこら辺一体的に、みんな向こうに移るわけですからここが空洞になるわけですが、そういうところの今後の更地にした場合の費用とか、そういうことも今きちんと検討されていると思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） その件について、企画財政課長より答弁します。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） まず、今ご質問があったプレハブ庁舎の解体費用なんですけど、

附帯設備も含めまして、あくまでも概算でございますが、大体総額で4,000万円から5,000万円程度と今のところ試算しているところでございます。

また、今ご質問があったその他の建物でございますが、実はその他の建物も応急危険度判定を行っているんですが、そこで半壊以上と判定されたものはやはり取り壊すという方向性で今検討を進めています。まず、都市建設課及び税務課が配置されている西分庁舎、この庁舎内ですけれども、あとは農林水産課が配置されている産業振興庁舎、あとは保健センター、この3施設は解体する方向で検討を進めておりまして、その3つの施設を含めると、大体解体費用が総額で3,000万円程度にはなるのではないかと試算しているところでございます。

残る庁舎としては、上下水道課が配置されております東分庁舎、こちらは応急危険度判定の結果、利用上の問題は特にないと判定はされているので、今のところ存続する方向で検討しているところですが、その活用方法は、例えば集会所であったりとか、交流センターというような意見とか、またご要望もいただいているところでございますが、先ほど町長の答弁にもありました役場跡地の利活用とあわせて、そこは慎重に検討をすすめていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 解体費用だけで大体7,000万円から8,000万円ぐらいのお金がかかるということになると思います。この7,000万円、8,000万円のお金をどこから持ってくるかというのも、今後の財源確保の部分で難しいことになってくるのだと思いますけれども、今現在、この地域の行政区からの要望、今、公園とか新たな施設という部分での地域からの要望とかはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 行政区長の町政懇談会等での要望としては、やはり今のところ、先ほど申し上げましたとおり集会所とか支所的な機能のある交流センターという意見もありまして、庁舎内の検討する推進本部会議の中でもそういった意見もありますので、そこは今慎重に検討を進めているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 上下水道課はそのまま使えるので、ここが集会所等の役割が果たせるのではないかと答弁いただきましたけれども、そこを除けばこの役場庁舎

と本当に亙理の一番いい場所にある農政課、保健センター、あそこら辺はやはり活用をして、財源確保に向けた活用を私はしていくべきなのかと思います。解体費用もかかりますし、やはりここをあきにしておかないということも私は大事なことから思います。

例えば、いろんなところで町有地の活用をやっているところがあるんですけども、定住促進、若い人を町外から入れるための住宅地の確保のために活用するとか、大手の住宅屋さんにそのまま買っていただいてそこを住宅地にしてもらうとか、うちのそばあたりもうそういう感じで狭いところに4軒、5軒うちを建てているようなところが何か所かあります。

ぜひこの場所、やはり人が入らないと空洞化してしまいますので、そこら辺を今後考えていかななくてはならないことかと思えますけれども、役場庁舎の話し合いの中で、そういう定住促進に向けた町外からの受け入れのことについては、話し合いというか話題になったことはございませんか。まずお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げたように、議員おっしゃったのは跡地売却の1つの中に入っているかというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本当に一番いい場所ですので、住宅地なり利活用していただければと思います。今、役場内で跡地の利用について検討されておりますけれども、ここをうまく利用するためには、やはりさまざまな方のご意見をいただかなくてはならない。専門的な知見からとか地元の方のご意見とか、いろんな方の意見をいただきながら進めていかなければならないと思えますけれども、今、専門分野の有識者等の外部の人材は活用して行っているのかどうか。ここら辺もこれからのまちづくりには絶対必要なことだと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 今現在の検討は、先ほど町長がお話ししたとおり新庁舎建設推進本部会とかその作業部会ということで、今のところは職員同士の話し合いなんですけど、今後本格的に検討を進める上では、例えば不動産会社であるとか金融機関であるとかの意見、やはり専門的な意見もお伺いする必要があるとは考えておりますので、今後そういった方々の有識者なり専門家の意見も参考にしながら検討して

いきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 検討した結果がはっきりと示せるのはいつごろの時期になりますか。
ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 新庁舎の移転の時期が、平成31年度を予定にはしているんですが、当面、新庁舎が完成した後も機能を一定程度存続させてうまく移行する必要があるんで、一定程度新庁舎完成してからも存続させる必要もありますし、その後の解体作業も半年以上は多分かかるだろうと専門家からの意見もありますし、やはり少し時間的な余裕がありますので、できるだけ早い時期にはとは思いますが、そこは慎重に検討を進める時間も確保しながら、もう少しお時間をいただければと思うところです。今、平成29年度でございますので、平成32年度以降、本格的な利活用まで検討したいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 普通、家を建てたり何かするときには、まず財源をちゃんと確保してから、銀行で貸してくれるかどうかとかいろんなことを考えながら着手するんだと思うんですけども、役場庁舎、保健センターは、町長も本当にしっかりと国のお金を持ってきてくださることになりましたけれども、これから本当にもっともっと備品とか細かいところいっぱいお金がかかると思うんです。そしてこの解体費用も生み出さなければならぬし。こういうときに、町民の方からすれば、やはり身を削るといふか、そこら辺大事なことかと思えます。やはり町も一生懸命財源確保のために、もちろん国とか県とかもですけども、町の持っている土地をしっかりと活用してやっているなという、そういう部分もやはり示していかななくてはならないのかと思えます。

どんどんと震災以降、町の土地もふえましたので、それこそ管理、維持をしていくということ自体に対してもこれまで以上にお金がかかりますので、やはり無駄なところというか、活用のないところは、やはりしっかりと売却なり貸し出すなりをして財源確保にちゃんと取り組んでいかなければならないと思いますので、どうぞその点取り組んでいただきたいと思えます。

次に入ります。

(2) です。受動喫煙対策の取り組みについてお伺いいたします。

健康への影響が懸念される受動喫煙の防止対策は、平成15年健康増進法で努力義務とされて間もなく15年になりますが、効果は十分とは言えません。本町では小・中学校の敷地内禁煙というふうに取り組んでおりますけれども、今後の取り組みについて3点伺います。

まず、現状と今後の取り組みについてお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 互理町内の公共施設等の受動喫煙防止対策調査では、医療施設、小中学校、保育所や児童館については敷地内禁煙、役場庁舎や文化・運動施設については建物内禁煙となっているのが現状であります。平成31年度に完成する役場庁舎、保健福祉センターについては建物内禁煙とし、敷地内に専用の喫煙室を設置する予定となっております。

受動喫煙対策の取り組みといたしましては、母子手帳発行時や乳幼児健診時に集団指導の場を活用し、たばこによる健康被害について健康教育を行っております。また、各種がん検診のパンフレットの配布や広報によるがん予防に関する周知、特定保健指導においても脳血管疾患や心疾患の発症リスクとなることから、メタボリックシンドロームと同等のリスクとして保健指導対象者として個別の保健指導を行っております。

喫煙による経済的効果よりも健康被害による経済的な損失が大きいとされ、医療費の増大にかかわっていることから、受動喫煙対策には今後も力を入れていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、国では2020年東京オリンピック・パラリンピック開催国として、たばこのないオリンピック、スモークフリー、煙のない社会の実現に向け、オリンピックに向けて受動喫煙対策を強化するための健康増進法改正案が近く閣議決定されるようです。

本町としても規制強化、余り厳しい言葉で言うとあれなんですけれども、さらにしっかりと規制強化に向けて取り組んでいかなければならないと考えます。今、町長がおっしゃいました敷地内での禁煙、それから建物内での禁煙とありましたけれ

ども、例えば中央公民館の階段を上って行って入り口のところで、ちゃんと灰皿があるんですね。もちろん、あそこは建物外になっておりますけれども、入り口のところでたばこだと、本当に一番人が通っていくところにたばこを吸う場所を設けているような気がしますし、あと小学校の運動会、もちろん敷地内で吸っている方はいませんけれども、敷地を離れると校門とか道路とか本当に一斉に何か皆さん吸っております。そういうことをちょっと考えていただいて、町では規制を強化するという、若干そういう部分も今後取り組んでいかなければならないのかと思います。そういうことを常々町長は見たり感じていたりはしていないでしょうか。まずこのことについてご答弁いただきます。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、私も受動喫煙については十分感じています。ただ、かつてはヘビースモーカーでしたから、特にわかります。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） できれば余り人の通らないところに、建物外のたばこを吸うところをぜひしっかりと設けていかなければならないですし、学校に関しては、運動会的时候はご協力お願いしますぐらいの、看板とかも今後設置をしていかななくてはならないのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 状況を見ながらいろいろ対応を考えていきたいと、そのように思います。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） このごろたばこに関する記事が大変多く出ております。たばこ1日1本吸うだけでも、吸ったことのない人に比べて冠動脈疾患のリスクが48%、脳卒中のリスクが25%高い。これは男性です。女性はもっと高いんだそうです。男性より大きくて、1日1本の人には吸ったことのない人に比べて冠動脈疾患で57%、脳卒中で31%リスクが高いと言われております。きょうの河北新報にも飲酒、お酒とたばこを一緒に飲むと何か口腔がんとか咽頭がんのリスクが高いというような記事が載っておりました。本当に1本だけでもということは、禁煙をしっかりと進めていかなければならないのかと思います。

あと受動喫煙に対しても、受動喫煙はもちろんご存じだと思いますけれども、他

人のたばこの煙にさらされることについては、健康に悪影響を与えるということがもうしっかり科学的に明らかにされております。肺がん、乳幼児突然死症候群、虚血性心疾患のリスクが高いということが示されております。町民の健康増進のために早急に受動喫煙防止対策の強化を、今以上にしっかりと図っていくことが大事なのかと思いますけれども、いかがでしょうか。多分、皆さんご存じなんだとは思いますが、やはりきちんと町の町長が、トップが、そのような姿勢を示されるとまた違うと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、受動喫煙対策については、今後とも熱心に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 受動喫煙によって1年間で1万5,000人が死亡しているという厚生労働省の推計も出ております。その半数以上が職場での受動喫煙による被害だと言われております。どうぞ本町にある事業所等にもぜひ受動喫煙対策を図っていただけるように声かけをしていく必要があるかと思っておりますけれども、町内にある事業所についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 事業所につきましても啓蒙活動を続けていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは（2）です。

小・中学校での禁煙教育についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育長より答弁したいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 禁煙教育ということでございますので、私のほうから答弁させていただきます。

本町の小・中学校での禁煙教育の取り組みについてでございますが、国が示しました薬物乱用防止対策、平成20年8月の第三次薬物乱用防止五か年戦略を受けまして、青少年による薬物乱用根絶及び規範意識の向上、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及び再乱用防止の推進、薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する

取り締まりの徹底、そして水際対策の徹底及び国際的な連携・協力の推進、この4点を戦略目標としているところでございます。

そういう戦略の中におきまして、関係省庁が緊密に連携しさまざまな取り組みを推進しているわけですが、その1つの目標に青少年等家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進がうたわれております。

そういうことを踏まえまして、学校におきましては、薬物乱用防止教育や禁煙教育の充実を図るために、小学校では体育の保健領域というのがございます。それから、中学校では保健体育の時間はもとより特別活動、それから総合的な学習の時間というのがございます。そして道徳等々を活用しながら、養護教諭あるいは専門的な方ということで学校薬剤師の先生においでいただきまして授業を行っていただくと。そういうふうなことで、学校教育全体を通して禁煙教育に取り組んでいるというのが現状でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） またちょっと新聞を活用させていただきますけれども、2月24日の座標と新聞に書いてありました。小中学校で健康教育をということで、弘前大学の中路重之特任教授の方です。「小中学校でちゃんとした健康教育さえしていれば、あとは何もしなくても」、この青森県というところは短命県なんだそうです。「脱出できる」と。そして、「健康受診もがん検診も喫煙対策も正しい教育を受けた子供たちが成長さえすれば、全ては解決に向かう。根元に水をまくということである。だけれども、若い人たちは健康に興味がない。だからこそ教員の教育が必要なのです。九九を教えるように学校で禁煙教育もしっかりしていけば」、九九は大体学校で何時間かけても教えてもらっていますけれども、「九九を教え込むようにこの禁煙教育もしていくことが必要だ」と言っております。

そして、たばこを吸ったからといってすぐに体にあらわれるのではなく、30年から40年ぐらいはやはり潜在期間があるんだと。だから、やはりちっちゃいときからきちっと禁煙教育をしていかななくてはならないというようなことが載っております。子供に教えると、その副産物としておうちに帰ってお父さん、お母さんにちゃんとその知識を教えることができると。普通の人がたばこをやめなさいと言うよりは、子供に言われるとちゃんとやはりお父さん、お母さんはそれにつながると、そ

うということが載っておりました。

小中学校でこの禁煙教育、もちろん体育の時間、保健体育の時間、いろんな活動、別な時間を使っての教育をやっているということですが、例えば、たばこを吸うと肺の中がこういうようになるよというような、具体的なことも見せながら、ということは、やはり映像を使ったり専門的な方に来ていただいたりしながら、しっかりと頭にインプットをしていけば大丈夫なのかと思いますけれども、そういうことはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今、議員おっしゃったように、この禁煙教育に、薬物乱用も含むわけですが、それによって大変な症状を呈すると。特に喫煙した場合は肺が真っ黒になると、この生々しい写真も資料に載っていますので、子供たちに見せます。そういうふうなことで、いわゆる喫煙による疾病、異常が発生するということは、もう映像を通したり、絵を通してやっております。本当にショッキングな映像を見せるわけですので、子供にとっては非常にインパクトのある教材かというふうに思っております。

ちなみに、本町におきまして喫煙によって教育委員会に報告、ゼロであります。そういうふうなことで、今の子供はむしろたばこよりもスマホのほうにちょっといているのかなという感じがいたしまして、幸いにも本町では喫煙によって補導されたとか、あるいは先生方に発見された、家庭からの報告とか、あるいは友達からの報告というのは1件もございません。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本当に何よりもうれしいご報告をいただいたと思っております。

喫煙者の41.5%が未成年のときに既に喫煙をしているという報告が出ております。中学生あたりになると友達からとかいろんな誘惑、たばこに対してのそういうことが出てくると思いますけれども、たばこの害とともに、やはりきちんとした自分のたばこに対する自分としての強いこと、吸わないということをきちんとと言える教育も必要なのかと思いますけれども、やはりそこら辺まで保健、保健体育の時間に中学生に対しては行っているから今指導されているような事案はないという報告なのではないでしょうか。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 年間を計画に位置づけまして、現行教育の一環としまして喫煙、禁煙についての指導も当然やっているわけでございます。そのほか薬物依存というのもございますので、そのほかの薬物乱用等についてもあわせて指導しているわけですが。先ほど言いましたように、本当に喫煙によって肺そのものが真っ黒になるという状態で、見れば子供たちもショックでございますので喫煙はしないという意識づけは当然、植えつけられるだろうと思います。これもあらゆる機会を通してやっております。先ほど言いましたように、保健体育だけではなくて道徳の時間とか総合的な学習の時間、あるいは特別活動とかそういう中で繰り返し繰り返し指導しているということで、本町では今のところそういう事案がないということで先生方の指導が徹底しているのかというふうに認識しております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは次に入ります。

（3）です。町全体の喫煙者の減少を目指し、健康増進を推進する上で禁煙外来を希望する町民に治療費の一部を助成する考えについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 特定健診受診者で喫煙していると回答した方は、平成28年度の特定健診・特定保健指導の法定報告では14%となっております。宮城県内市町村の比較では下位のほうの位置づけとなっております。特定健診における喫煙状況については、低下している傾向にあることから、今後も同様の取り組みを継続し、喫煙者の割合を低くしていきたいと考えております。

禁煙の方法は大きく分けて3つあるかと思えます。自力で禁煙する方法、それから薬局・薬店で買える禁煙補助剤を利用する方法、そして3つ目として医療機関で医師の指導のもと禁煙補助剤を利用する方法があるかと思えます。保険診療の対象となる期間は3カ月で5回の治療となっておりますので、個別による保健指導を実施し、その中で薬を使用した治療を希望する方については、禁煙外来を勧めてまいりたいと考えております。

禁煙治療は、保険適用になれば自己負担が3割の人は、使用する薬にもよるわけですけれども約3カ月の治療スケジュールで1万3,000円から2万円程度と聞いております。仮に、たばこを1日1箱吸う人の場合、8～12週間分のたばこ代と健康保険等を使った禁煙治療費を比べれば、禁煙治療に支払う費用のほうがたばこ代よ

りも安くなりますので、今のところ治療費に対する補助は考えておりません。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今は、特定健診に来られた方のたばこ、喫煙のパーセントをお示ししていただいたんだと思うんですけども、特定健診に来られる方は健康、自分の体についてしっかりと取り組んでいくという姿勢から特定健診を受けているんだと思うんです。受けていない人のたばこを吸ってらっしゃる方も随分いるのかと思いますけれども。

今喫煙をしている人で約60%が、やはり禁煙をしたいという思いはあるんだそうです。だけれども、禁煙しようと思いつつも、なかなかできない。できる人が本当に少ないということも言われております。たばこを控えることでいらいらしたり、離脱症状を引き起こしたり、ニコチン症状は医師や薬の力をかりないと回復することが難しいと言われております。

本町では禁煙治療に保険が適用できる医療機関として2つの病院があります。板橋さんと向かいのやまだクリニックさんが禁煙外来の病院として指定されております。本町の禁煙対策、それから受動喫煙対策、今後の取り組みとしてこういう取り組みをしていく必要があるのかと思います。吸っている方の大体、病院に通ったら100%禁煙ができるという保証はないですけども、禁煙できた、成功した方にみたいな感じでもいいですので、何か助成をしてあげたらいいのかと思います。

宮城県内ではたった1つの町しかしておりません。色麻町で最大1万円、先ほど町長も言われましたけれども、大体やはり1万5,000円ぐらいかかると。その2分の1の助成をしている、大体1人当たり7,500円の助成をしているというようなことが載ってございましたけれども。

私は、この町で禁煙、受動喫煙対策の1つとしてここら辺をやっていかないと、見えないというか、いろんところでやりますといっても形が見えてこないような気がしますけれども、大したお金もかからないと思いますけれども、いかがでしょうか。

また、例えばですけども、皆さんでなくて妊婦さんのいる家庭とか、妊婦の方、子供を産みたいと思っていらっしゃる女性の方とか、そういう喫煙者の方に本町でできれば治療費の一部を負担しますよというような、方向性を示していくことが町の取り組みの1つになると思います。ホストタウンとして2020年のオリンピックに

も大きくつながると思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 前の議員にも申し上げて、私自身のことを言うのは大変恥ずかしいんですけども、先ほど申し上げたようにヘビースモーカーでした。55歳まで。1日60本吸っていました。お酒を飲みますと2時間で20本追加されます。さらに2次会やりますと20本で、多いときで100本でございます。

53歳のときに厚生病院、ちょっと血痰が出たので行きました。結果的に喉からの血だったので、そのときカメラを入れました。言われました。3年ぐらいすると背負うことになりますよと言われました。それでも2年間吸い続けました。55歳のときやめました。したがって、それ以来1本も吸っていません。

というのは、先ほど申し上げたように、やはりやめる方が自分でやめようと思わなければ絶対だめです。ですから、補助金を出したからといって私は必ずしも効果的ではないと。自分の経験からそのように思います。

私がやめた理由は、たまたま大腸ポリープで2週間ほど病室から出ないでと言われたときです。出血のおそれがあるからということで。何かいいことを1つしようかなと、そういった発想からです。うちに帰りましたら、うちのかみさんは約半月本気にしていませんでした、私がたばこをやめたというのは。やめるわけがないと思っていましたね。

ですから、これはあくまでやめる意志のない人がやってもだめだと思います。ですから、むしろ逆に、実は結構吸う方、この職員、課長の中にもおりますけれども、やめた方もおります。やめた方の経験談というか、そういったことをむしろ何らかの方法でやめる方法と。私も3年ぐらいはパイポ、もっと吸っていたかな。4年ぐらい、そのぐらい使っていました。ということは、なぜたばこを吸ったかという習慣、ニコチンなんですけれども、そのほかにやはり仕事柄当時神経を相当使っていましたから、電話しながらも。たばこを吸うと何となく落ち着くんですね。それから、お酒のアルコールとは全く合うんですよ、たばこは。だから、2時間で20本も吸ってしまうんですね。そういったことで、精神の安定にもつながると。それから、当然ニコチンがあるからそういう中毒になっているということなんですけれども。やはり一番は本人のやめるという意志ではないかと思います。したがって、私はここで治療費の補助で事足りるといえるのか、それをやったからというのは決してい

い姿勢ではないと。むしろ、いかに啓蒙していくかというか、成功した人の成功例といますか、この辺を。私も今言ったようにパイポを離すまで3年ぐらい、口寂しいですからね、かかっていたのを今記憶しております。それから1本も吸っていません。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 私も、やめる意識のない人、強い意志が必要だということは周りを見ていても思います。意志があるんだけど、もうニコチン中毒になって病院にかからないとできない人に対して補助してはいかがですかということをお先ほど申し上げました。ぜひやめたい方もいっぱいいらっしゃると思いますので、そういう部分で情報などをしっかりとサポートしていければいいのかなと思いますので、では次に入ります。

3点目です。小型家電の回収についてです。

本町では、昨年12月に小型家電無料回収を役場前駐車場で実施いたしました。多数の町民が利用されて喜ばれたと思います。そこで2点伺います。

本年も実施すると考えますが、役場前1カ所だけでなく、各交流センター等でも実施してはどうか。また、交流センター等に小型家電回収ボックスを設置する考えについて、回収品目を決めてということで、ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

亙理名取共立衛生処理組合管内における使用済み小型家電製品の取り扱いですが、これまでも分別上は複合素材製品類としてごみ集積所に出していただくか、清掃センターに直接搬入していただいております。ただし、組合では、小型家電の中でもパソコンや携帯電話については個人情報保護の関係上、処理対象外としております。

そのようなこともあり、昨年12月に役場前駐車場で試験的に実施した小型家電回収では、処分に一手間かかるパソコンを初め、ほかの家電製品も清掃センターへの直接搬入では有料となるところ無料で回収されることもありまして、ご利用された方も多かったと思います。

回収した数量ですけれども、業者の方からの報告では、パソコン本体119台、1,100キログラム、ノートパソコン239台、645キログラム、携帯電話253台、30キロ

グラム、その他小型家電5,617キログラムで、合計7,402キログラム、約7.4トンとなっております。今回は、ご家庭で長年処分に迷われていたものが一気に集まったものではないかと考えているところであります。

今回のような形での小型家電回収は、今後も取り組んでいく考えですが、会場内外での混雑や、また回収対象品目以外の家電製品を持ってこられた方もいたことから、会場の選定や周知方法など改善が必要な点がありました。このようなことから、今後会場の選定に当たっては、十分な広さがあり動線に余裕がある、また渋滞を避けるため周辺道路の交通状況を勘案しなければならないと思います。

各交流センターを会場としてはどうかのご質問につきましては、利用者の利便性を考慮してのご提案であると思っておりますけれども、小型家電は自動車に積んで持ってこられる方がほとんどであり、会場への距離的な問題は特にないと判断しております。会場は1カ所で十分ではないかと考えております。

以上の点を踏まえますと、例えば、工業団地は十分な広さを備え、かつ4地区のほぼ中心に位置していることから会場として妥当ではないかと考えているところですが、今回大分ここは混雑したんですね。

もう1点の各交流センターへの回収箱の設置のご提案ですけれども、ごみ集積所の回収用コンテナに入る大きさの物であれば、今までどおり複合素材製品類として地域内のごみ集積所に出していただくことができますので、今のところ設置は考えておりません。

なお、使用済みパソコンや携帯電話は、これまで同様ごみ集積所に出していただくことはできませんが、従来から、パソコンであればメーカーが回収しておりますし、携帯電話は販売店で回収しております。これを仮に町が回収の上、一時保管する場合は、パソコンや携帯電話のバッテリーを外し、電話番号やメールの履歴など個人情報のデータを消去した上で出していただくこととなりますが、いわゆる回収箱を設置する方法では、それらのルールを遵守していただけるか確認できないまま回収箱に入れられることとなります。万が一ではありますが、業者に渡すまでの保管中に個人情報が入ったままの携帯電話の盗難、紛失も想定され、町の施設内においてそのような事態は避けたいと考えるものです。

つきましては、町が使用済みのパソコンや携帯電話等を回収する方法としては、個人情報保護の面からも、今回実施したように町で回収すると同時に即資格を持つ

た業者に引き取ってもらう方法が最良かと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 従来は使用済みとなった携帯電話の端末とか小型家電は一般廃棄物として処分されていたんですけれども、その中の有用金属の相当部分が回収されていなかったということで、再資源化を促進するために平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されております。市町村が主体となって自発的に回収する方法として、工夫して実情に合わせて実施する促進制度でございますが、一応これも努力義務となっております。平成28年4月現在で、小型家電リサイクル実施市町村は70.3%となっているようです。

昨年ここですごい渋滞をしたという、そういうのを見たり聞いたりしていたものですから、役場前でのここはやはり狭いなと思って、ここがだめなら交流センター、交流センターで経費等いろんな部分で問題があるなら、やはりこの間まるごとフェアをやった中央工業団地、あそこら辺が広くていいのかなとは思っておりましたので、ぜひ持ってこられる方がスムーズに、交通渋滞とかそういうことにならないようにしていただければと思います。

先ほど町長に答弁いただきましたけれども、小型家電ボックス、先日大河原の町役場に行ってまいりました。町役場の本当に入ってすぐのところに黄色い箱があって、ここに携帯電話を入れてくださいみたいなのがあって、どうなんですかと聞いたら、結構利用されていますという話もいただきました。そのほかにも白石とか、県南のほうの市町では小型家電ボックスを設置している市町村が多いです。ただ、岩沼、名取、亶理、2市2町の広域行政組合の中では、小型家電回収ボックスを設置しているところはないような気がしますけれども。

1カ所に集めてことしもやるという話なんですけれども、亶理町は先日オリンピックで「復興『ありがとう』ホストタウン」ということに決まりまして、これは県内3番目、仙台市、東松島市、そして亶理町ということでイスラエルとの交流がスタートいたしました。2020年オリンピックに向けて何か町民みんなでオリンピックの機運を高めるといふか、できることをみんなでしてみたいなと思ったんです。携帯電話で金メダル、銀メダル、銅メダルがつかれると。そういうのをぜひ町民に知らせてあげたいと思うんですけれども、（2）にちょっと入っていますので申しわけないです。そこら辺はどのように考えていますでしょうか。2番目です。

2020年に東京オリンピック・パラリンピックで使用する金・銀・銅メダル約5,000個全てを回収した小型家電から抽出・リサイクルした金属で製作するとしております「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」事業がスタートしておりますけれども、本町もこのプロジェクトに参加して大会に貢献してはいかがでしょうかということですので。プロジェクトに参加しているということはわかっておりますけれども、ここら辺、ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

みんなのメダルプロジェクトには、亶理町は平成29年12月5日付で参加しております。

詳細を申し上げますと、先ほどのご質問の回答において亶理名取共立衛生処理組合では、小型家電製品を複合素材製品類として収集していると申し上げました。清掃センターでは、こうして収集された複合素材製品の中から小型家電製品を拾い上げて選別し、小型家電製品の引き取りができる事業者に売却しております。亶理名取共立衛生処理組合が行うこの小型家電の回収方法は、ピックアップ回収と呼ばれております。

メダルプロジェクトでは、当初ピックアップ回収による方法は対象外としておりましたが、昨年10月にこのピックアップ回収もメダルプロジェクトの小型家電の回収方法の1つに加えられました。よって、2市2町においてこれまでの回収方法を変えることなくプロジェクトへの参加要件がそろい、亶理町でもプロジェクト事務局宛てに参加の手続きをとりまして、12月5日付で参加した次第であります。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 多くの町民の方は、このプロジェクトに参加したということをご存じでしょうか。そこをぜひ、私も調べてわかったんですけども、ぜひオリンピックホストタウンとしてやはり亶理町、ここら辺町民の方にメダル事業に参加しているんだよということをぜひ周知をもっとちゃんとしていかななくてはならないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおり、ぜひこれは周知していきたいと思っております。なお、町民生活課長のほうからその覚悟のほども申し述べたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） ただいま町長が答弁いたしましたとおり、町民のほうにも周知をすることを検討はしておりますが、何分参加が決まったのが12月になってからでまだ間がないということもございまして、オリンピックに入るまでにこのことはしっかり町民のほうにも周知したいと思っております。

なお、これらを実施している委員会のほうからは、既にホームページ等で公表されているというようなことはいただいており、それを確認しているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） やはり町民がみんなで参加していくという事業ですので、できることを知らせていただきたいと思えます。

利府町ですごくおもしろいことが載っておりました。利府町で平成28年度時点で金メダル5個なんだそうです。銅メダル80個、回収した家電からつくられるくらい集まったというような、そういう報告も載っておりましたけれども、私は、そういうことを町民と共有ができれば楽しくこの事業ができるのかと思えます。亘理名取共立衛生処理組合、2市2町でやって一緒にやっているということはわかりますけれども、亘理町は、やはりホストタウンという部分でオリンピックに何か1つでも近い町、貢献できそうな町なのかと思えますので、亘理町でもうちょっと小型家電の回収に力を入れて、メダルの数等も見えてくると町民もみんな喜ぶのかと思えますけれども、この点いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） やはり回収につきましては、2市2町での事業ということでございます。議員おっしゃっていることについては、少なくとも年1回は町民生活課のほうでも計画しておりますから、その際に大々的にPRしていければと考えております。（「以上で終わります」の声あり）

議 長（佐藤 實君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、午後2時10分といたします。休憩。

午後 2時03分 休憩

午後 2時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6番。高野 進議員、登壇。

〔6番 高野 進 君 登壇〕

6番（高野 進君） 6番高野 進でございます。実は私も人並みにスギ花粉症になりました、たばこのせいだけではないと思いますけれども、お聞き苦しい点があればご容赦願いたいと思います。

今定例会での一般質問は、今までの一般質問に対して「検討します」との答弁のその後についてであります。

大きく2つになるわけですが、1つ目、田んぼアートの作成についてであります。

「本町への交流人口の増加を目指す上で観光資源の開発が重要である。そのために悠里館5階からの展望を生かした田んぼアートの作成に取り組んではどうか」との質問に対して、「今後、観光資源として活用できるか検討していきます」とご答弁されております。これは平成28年9月定例会での一般質問であります。

ことは平成30年です。その後の検討結果を伺うわけですが、若干付言をいたします。答弁は「田んぼアートは青森県田舎館村のまちおこし事業の一環として始まり、全国田んぼアートサミットまで開催され観光資源として実績がある。悠里館から眺めた場合、本町でも田んぼアートを作成できる条件は整っているとして田んぼの地権者等との調整や制作に係る管理などの費用、課題もある」と町長は発言しております。これは付言であります。なるほどそのとおり、私は思います。そこでその後の検討結果をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 田んぼアートについては、以前のご質問の際にお答えしたとおり、全国各地で取り組まれている実績から見ても、観光資源としての魅力は十分であると考えられます。亘理町においても田んぼアートを開催してはどうかという民間企業からの提案もございました。また、隣の角田市においても民間団体が小規模ですが実施しており、視察を行っております。

それも踏まえて検討した結果ですが、亘理町で田んぼアートを作成する場合、展望する場所については悠里館では駐車場の問題や5階展望ホールまでのアプローチに多少問題があると思われま。そこで、今後建設される役場新庁舎の屋上

からの展望についても考えてはどうかという案も出ております。

次に、一番の問題は、現在作付している田んぼをこの事業のために借りることができるのかということであります。一度田んぼアートのために鑑賞米やさまざまな作物を植えるようになりますので、通常の水稲作付と異なり、多品種の作物が植えられますので、次年度の通常作付への影響が懸念されます。

また、田んぼアートを実施した場合、鑑賞者がただ見てきましたというだけでは町にとっての経済効果はありませんので、当然何らかの仕掛けが必要となろうかと思えます。

いずれにいたしましても、青森県田舎館村のような田んぼアートでまちおこしを実施している成功例もございますので、非常に魅力を感じますが、現在のところ、町の観光ゾーンである荒浜地区を整備し、交流人口の拡大を計画しておりますので、田んぼアートについては、誘客の1つの手段として考慮することにとどめておきたいというのが現在でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 今、新庁舎の屋上から眺めるのも1つの案ということで、問題はやはり地権者の田んぼの都合があるわけですね。やはり肥料とか苗、いろいろあるわけですけども。これらを解決してぜひ、わたり温泉島の海は4月から営業を再開されます。交流人口増のために温泉に加えて新たな観光資源の開発が望まれるわけですけども、田んぼアートがその一例です。ぜひ作成が実現されることを期待して、この質問は簡単ですが終わります。

2つ目、交流センターの設置と現役場庁舎跡地の利活用等についてであります。先ほどご答弁はずっと続けて一括でということでありましたので、私もこの件はずっと質問を続けていきます。

交流センターの設置と現役場庁舎跡地の利活用等についてであります。ご存じのように、新庁舎と保健センターの建設の入札が終わったわけです。議会で可決されて過日3月6日に安全祈願祭がとり行われました。工期は来年の9月末であります。移転は平成31年度、再来年3月末までの予定になっております。

私は、交流センターの設置について、平成26年6月一般質問、3年9カ月前です。平成28年6月、同じように1年9カ月前です。そして、昨年平成29年3月、ちょうど1年前、以上3回にわたって質問をいたしました。

1点目の交流センター設置についてですが、「現役場庁舎跡地に支所機能のある交流センターを設置、配置する考えは」との質問に対して、町長は「第5次総合発展計画の中で検討していきます」とご答弁されております。答弁の中に「住民の方々の利便性の観点から、役場庁舎移転と平行し、皆さんと話し合いをしていくことを考えております。具体的な構想については全くの白紙です」と発言されております。第5次総合発展計画の中で検討していきますということですが、この検討結果をまずお伺いするわけですが、全部いきます。

次に、「現役場庁舎跡地を交流センターを含めた公共用地とするのも1つの選択肢と捉えております。もう少し時間をかけて検討していきます」とご答弁されております。これは平成28年6月でございます。

続けて、平成29年3月、ちょうど1年前の定例会の一般質問、「将来的な視点に立って判断していきます」とのご答弁について、その後どう検討されたのかとの質問に対し、これは平成29年3月、「現状の町の財政状況では、すぐに結論を出すのは難しく、新しい建物を建てることは慎重にならざるを得ません。集会所はある程度早く決定できるのではないかと思います」とご答弁されております。さらに、間断なく行政サービスを提供するため急がれてはとの質問に対し、「もう少し庁内で検討させていただきたいと思います」と。これが交流センター設置に係るいきさつであります。

一括で答弁ですので、続けて質問いたします。

ちょっと混乱しています。済みません。一括答弁というものですから、頭の中が整理がつかないんです。ちょっと待ってください。

現役場庁舎跡地の利活用等について、私の調べでは、現役場庁舎の敷地面積は約3,228坪です。うち町有地、約1,734坪、借地は3筆、1,489坪、借地は全体の46.2%です。5名の所有者がおります。借地には桜小路の職員駐車場を含みます。

ちょっと説明いたします。今、現に私ども、皆さんがいるところは本庁舎、これが1157.8坪であります。町有地。それから、ここの一番西のほう、西側、職員駐車場という名前になります。約835坪であります。この真ん中、分庁舎前駐車場、約537坪、本庁舎、この辺を含めて3筆あります。そこで借地というのは、もう一つは桜小路の職員駐車場、道路を挟んで北側、職員駐車場をお借りしているんですが、約117坪ございます。これをもとにして質問を続けます。

質問は、現役場庁舎跡地の利活用等です。先ほど申し述べたとおり、「現役場庁舎跡地を交流センターも含めた公共用地とするのも1つの選択肢と捉えております。もう少し時間をかけて検討していきます」、こういうご答弁をずっといただけてきました。平成28年6月定例会、この交流センター質疑中の町長発言、その後の検討結果を伺うわけですが、たしか先ほど同僚議員に答弁されたように、新たな施設、建築物整備用地、公園用地、あるいは売却するとの選択肢があると伺っております。私は、現役場庁舎移転に伴い、周辺の空洞化の懸念や町民の利便性の問題等から支所機能のある交流センターの設置をと発言しているわけですが、この跡地、町有地をどのように利活用するのかお伺いいたします。

続けていきます。また、現役場庁舎敷地の賃借地の契約期間の始まりと終わりはいつか。また、更新日はいつか、それを伺います。一括答弁でしたね。答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

平成26年6月定例会での一般質問に対するご質問と平成28年6月定例会での一般質問に関するご質問につきましては、関連しますので一括して回答させていただきます。

現役場庁舎跡地の利活用につきましては、第5次互理町総合発展計画において基本戦略に位置づけた持続可能なまちの基盤づくりにも密接に関連するものであり、先ほども佐藤アヤ議員のご質問に対してお答えしましたとおり、平成28年3月に策定した互理町新庁舎建設基本構想・基本計画において、現役場庁舎跡地の利活用（案）につきましては、1つは新たな施設整備用地、1つは公園整備用地、1つは跡地売却の3つの方向性に整理したところであります。

現在の検討状況でございますが、新庁舎建設推進本部会議や新庁舎建設推進本部作業部会等で協議を進めているところであり、区長会においても交流センターの設置や集会所の設置等、各種要望をいただいているところであります。そうした町民のご意向も十分に反映させながら、今後の互理駅西側周辺の活性化や市街地整備のあり方、それから、最も大事ですけれども町の財政状況、役場庁舎の移転時期等も踏まえまして慎重に現在、本当に慎重に進めているところであります。

交流センターの設置につきましては、現役場庁舎跡地の利活用の選択肢の1つと

して、新庁舎建設推進本部会議においても役場庁舎が移転しても近隣住民に不便が生じないように各種証明書の発行窓口となる交流センターを設置すべき等の意見も出ているところですが、現在導入を進めている各種証明書のコンビニ交付や新庁舎建設に合わせて中央公民館及び東分庁舎の利活用、悠里館に設置している駅東町民連絡所の今後のあり方、さらには地域公共交通機関の活用等も踏まえながら検討を進めてまいりたいと思います。

なお、現役場庁舎敷地の賃借地の契約状況でございますけれども、賃借地は、主に駐車場用地として合計3筆を借り受けており、土地賃貸借契約書上の契約期間の始期は、それぞれ平成13年4月1日、平成19年4月1日、平成24年8月15日となっております。また、契約期間の終期については、いずれも双方から意思表示がない場合は、契約期間が1年間自動継続する契約内容となっており、現在3筆全てが賃貸借契約当初の契約期間が満了し、3月31日を終期として自動継続中となっております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 私は、交流センター設置の件なんですが、3度ほど3年9カ月前からやってきているわけですが、慎重に検討と。意味はわかるんですけども、現町長の任期中に判断、可決すべきではないかというふうに思うんです。なぜならば、新庁舎建設はもう前からわかっているわけですね。あと、借地の問題についても1年ごと更新と言いながら、やはり借地の方は人によっては年間250万円ぐらい、賃料をいただいているわけです。生活がかかっているわけです。そういうことから考えて、これらの問題を先送りして新しい町長に委ねるのか。それとも、みずからが出て再選されてそれで解決するのか。今から2カ月、5月20日だったと思います。残り2カ月しかありません。その中で決断するのか。やはり早目に、これは前からのことです。わかっていることです。判断、解決するべきだと思います。町長、決断は今ではないですか。いかがですか。

町長（齋藤 貞君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

庁舎の件については財政課長のほうからお答えしましたとおり、実は庁舎建設はどうしてもやらなければならないんです。お金がかかってもやらなければならない。しかしながら、財源については基本計画が出て以来、非常に私は頭を痛めています。

た。本当に財源について頭を痛めています。ここに来まして、昨日課長のほうからありましたように、先の負担を最小限にとどめるぐらいまで何とかなれたかということ。この役場庁舎跡地は、まず財源がなければ何やりたい、かにやりたい、できないわけでございますから、決して先送りではないです。やはり財源があって初めて物事が進むと思いますから。これやりたい、あれやりたい、これは決めるのは簡単なんですけれども、もう進まない。

それで、おかげさまでいよいよ建築も始まります。ですから、今まで以上にスピードを上げてここの役場庁舎跡地、先ほど言いました中央公民館もあいてまいりますし、それから今まで機能している悠里館もあります。これらを総体的に、どういった機能にすべきか考えるべきだと思います。それについてはある程度、今回の新庁舎の財源も、そこそこ何とか先に余り負担をかけないでいけそうかと見通しも立ってきたので、ここでもう少しスピードを上げて、今度はこのことについても財源を踏まえていろいろと考えていくのではないかと。先ほどアヤ議員もおっしゃいましたように、売却というのも1つの方法になってきます、財源確保のためには。ですから、その辺も踏まえましてできるだけ早く、今まで以上のスピードで、工事がこっち始まりますから、取り組んでいけるかと。そういう状況がやっと整ってまいったことをご報告しておきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 報告はわかりました。決断は、方向づけ、お金は後からでもくっつけばいいんです。こういう方向でいくんだと。地権者の方もこういう方向となればいいのではないですか。それともやはり新町長に委ねるのか、みずから出るのかを聞いているんです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 少なくとも、先ほど言ったように庁舎内で検討していると言いましたけれども、私も今の町長選の立場から、1つ建物は残ります。今一番困っているのは、集会所がないですよね、近隣の。ですから、当面あそこを利用できるかな、それが一番、とりあえず今方向性と出しているあれかなと、一番いい利用の方法かなと、まだそのレベルでございます。

お答えいたしました。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） まだそのレベルなの。けさの新聞、河北新報ですか。復興交付税が上積みされて、大きな課題解決になったというふうに、新庁舎の問題ですね。恐らく7億円が19億円になったんだろうかと。違ったら言ってください。ああ、22億円。

そういうことを頭に置いて、町長の30年施政方針、「課題も踏まえこれまでの成果」と。課題も踏まえ、私が言っているのはまさしく課題です。「一日も早い復興の完遂」云々と言って、引き続き「一意専心全力を挙げて町政運営に取り組んでまいり所存であります」と。付言しますと、町長はこの発言の中で、引き続きというのは任期中ですよと。町長選は熟慮中ですよとおっしゃっています。なかなか進まない。今の話も進まない。ここで結論を出すべきではないですか。

あと、跡地の利活用云々については、後で私の考えも申し述べます。私から言いますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 短慮は失敗のもとでございますから、今後とも熟慮して答えたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 余り熟慮しますと干し柿みたいに落ちますのでね。では、もうこの辺は。

交流センター設置と跡地の利活用等について、私の考えをまとめて申し述べます。これは提案です。

まず、桜小路の職員駐車場を除く借地2筆、いわゆるここを本庁舎敷地とするならば、西側職員駐車場、先ほど申し述べました約835坪。あとその途中、西分庁舎前駐車場、これは借地です。約537坪。平方メートルで聞きたい方は、後で自分で換算してください。まずこれを押さえて。

これら2筆を買い上げて、町所有のここ、本庁舎敷地2,158坪と合わせて、約2,530坪を小公園、別名ポケットパークにして、災害時にはJR亘理駅西の防災拠点の1つにしてはどうかということでございます。

お金がない、お金がない、承知しています。買い上げる場合、この借地の路線価は平米2万1,300円であります、私の調べで。坪単価約7万円になります。1,372坪、これは道路に面してない。したがって、それよりも安くなるだろうと推測でございます。もちろん地権者の同意も必要です。としますと、例えば5万円とすれば約

6,800万円、6万円とすれば8,200万円。売ったらどうかというのではなくて、私は買ったかどうかと。

では、交流センターはどうするか。農業振興庁舎、保健センターの手前ですね、あそこの敷地は430坪ございます。平屋建てを活用して交流センター。狭いですね。ならば、その隣の保健センター、あれは町有地です。約250坪。駐車場にする。町有地です。

提案をいたします。いかがですか。ご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） さすが高野議員です。すばらしい提案としてお聞きしたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 否定はしていないようですので、慎重に検討していただきたいと思えます。

以上、質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、12番。大槻和弘議員、登壇。

〔12番 大槻和弘君 登壇〕

12 番（大槻和弘君） それでは私のほうから一般質問、きょう最後の質問ということになります。簡潔にいたしますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

質問の中身については、一つは家庭用ごみ袋の問題についてであります。もう一つは、町職員の体制ということで3点ほど質問をさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

まず最初に、家庭用ごみ袋についてでありますけれども、家庭用ごみ袋が、昨年8月より持ち運びのよい取っ手つきタイプに変更されましたけれども、町民より使い勝手が悪いとの声も聞きます。また、リサイクル資源袋についても、空き缶の収集には使用しないようになったため、もえるごみ袋程度の材質、強度でもよく、コストを下げることができるのではないかと。今後町民からの要望を集約して共立衛生処理組合に意見反映をしてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 家庭用ごみ袋の形状変更につきましては、平成28年度の年度当初に

開催した亙理名取共立衛生処理組合と2市2町の職員が出席する担当者会議において、特に高齢者の住民の方から、ごみ出ししやすいよう取っ手つきのごみ袋にしてほしいという要望があるとの意見が出されたことから検討が始まったものであります。亙理名取圏域以外では全て既に取っ手つきタイプが採用されていたこともあり、実用性のあるものとして協議を重ね、平成29年8月から使用が開始されました。

まずは、ご質問の使い勝手の点でございますけれども、袋の容量が小さくなったのではないかとの疑問を指すものと思われまます。参考として、大の大きさの袋で申し上げますと、ごみを入れられる量は45リットルとなっており、これは形状変更の前も後も変わりません。寸法では、取っ手つきタイプは横幅が狭くなったように見えますが、マチを含めた横幅は変更前と同じ65センチメートルです。

ただし、この容量ですが、袋の口を結ぶ使い方を前提としており、変更前の袋の容量も結びしろをとった上で45リットルとしております。よって、袋の口いっぱいまで入れて結ばずにテープでとめた場合は、容量以上に入れることができましたので、変更後はそういった点に不便さを感じているのではないかと考えております。

しかしながら、今回の取っ手つきタイプへの形状変更は、袋の口が結びやすいよう、そして運びやすいよう採用したものであり、そういった点の使い勝手が向上していることはご理解いただけるのではないかと考えております。

そして、ごみ袋の製造コストを抑えるよう材質を見直してはどうかのご質問ですが、もえるごみ用、リサイクル用、ともに材質はポリエチレンでございます。ただし、もえるごみ袋の強度につきましては、ごみ焼却時の焼却効率をよくするため、焼却炉に入れる前の段階でごみをよく攪拌する必要があることから、ある程度破れやすいように設定されています。リサイクル用のごみ袋も同じ強度でよいかはよく検討する必要があると思っておりますが、コスト削減の方法として検討してはどうか、組合での会議の中で提案してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 確かに取っ手つきは、お年寄りの方からすれば確かに楽になったという話を聞くんです。ただ、今町長が言ったように、今まで使っていたのと比べてやはり容量的に入らないというようなことなんですよ。新しいものは脇のところ袋状になっていて広げるから少しはこうなるんだけど、結果として前のものと、前のものが今言われたとおりがりぎり入れていたという過去もあるのかもしれない

けれども、ただ多くの町民の方から私のところに結構そういう話があるんですよ。だから、町のほうにも来ているのではないかと思うんですけども。そしてまた、違う会合に行ったとき、これはほかの市町の方からも同じ、山元ですけれども、そちらの方からも、うちのほうの議員にも言うからあんだも言ったらいいんでねかみたいな、そういうほかのところからまで言われると、そうなのかなとちょっと思いました。

結構、毎日使うものですから、やはりお金的にもかかるというようなことと、今言われたとおり、リサイクルについては、もえるごみのほうは確かに壊れやすいんですよ。薄いんですよ。リサイクルのほうが厚いということで。缶とかはもう皆コンテナに入れてしまうので、実際問題、薄いものでも恐らくいいのではないのかということになります。リサイクルのほうのものと、いわゆるもえるごみのは値段が違うんですよ。リサイクルのほうが高いという格好になりますので、薄さの観点から。こういったことについて、町民から町のほうにはいろんな問い合わせなり何なり来ているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町民生活課長より答えさせます。その後、私も今の件でお答えしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） 新しくなった取っ手つきの袋に係る苦情についてですけども、議員おっしゃるとおり、やはり小さくなったとのご意見はいただいておりますが、数にすれば月に1件か2件くらいかというようなことで感じております。

また、これは開始からまだ数カ月でありますので、収集袋に係る住民からの要望・苦情等については、2市2町と組合との各レベルの会議、例えば管理者会議であり、担当課長会議であり、あるいは担当者会議の中で情報を共有することにして改善方法についても話し合いを行っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 実は私もごみの当事者というか、自分でやっていますからよくわかります。おっしゃるとおり、損したような気がします。というのは、今まで袋いっぱいなるのに6日かかるのが、4日ぐらいでいっぱいになってしまうんですね。今、申し上げたいいわゆる容量については、これは設計上の容量だと思います。今回、結

びをあれすることによって、今までは目いっぱいやっていました。結ぶの大変だったです。ですから、そういった面からすれば言っていることは決して間違いないし、事務所の衛生処理組合での説明も間違いないんですけども、実際使ったとき、今までと比べるとどうだろうか、2割ぐらいから3割ぐらい、何か損をしたような気がするのには確かです。ただ、取っ手があって非常に、きのうが木曜日ですか、燃えるごみを出したんですが、非常に老人としてはやりやすかったですね。

この間、実は管理者会議がありました。名取の市長からやはりその話が出まして、名取の市長からは2Lをつくってもらえないかというふうな提案が出ました。私もそれに賛同しました。これについては、恐らくは事務局で提案すると思うし、うちの部会で町民課長も入ると思いますが、2Lというのはもう少し大き目のものです。何でかという、やはり今まで7日のやつが4日ぐらいだと、早く言えば面倒くさいというか、煩雑だということがあります。

それから、今の袋についても、ペットと雑紙ぐらいになるのかな、資源ごみです。ですから、その辺はやはり提案してみて、十分なのかどうか。コストを下げたいのも思っています。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 私も主夫ですから、女房を亡くしちゃってあれなものですから、非常に私も結構感じるというのがあります。これは、今おっしゃったように、共立衛生処理組合が最終的に決めることなので、ぜひともそういったことの要望などを今後とも生かしていただきたいと思えます。

2番目の質問に移りますけれども、町職員の体制についてであります。

1つとして、国では働き方改革に取り組んでいるわけですが、本町でも職員の健康管理など取り組んでいるのかをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

亘理町の職員の健康管理への取り組みにつきましては、職員の健康の維持及び疾患の予防・早期発見を図るため、正職員と臨時職員を対象とした定期健康診断を毎年実施するとともに、この診断の結果に基づく保健指導を行っております。

平成29年度は370名が定期健診を受診し、この健診の結果、153名の職員が体に何らかの異常が認められ、これらの職員に対して食生活の改善や適度な運動の実施、

さらには病院での診療を勧めるなど、それぞれ職員の健康状態により異なりますが、電話連絡や面談により保健師等から健康状態を改善するよう指導を行っているところでもあります。

また、定期健康診断のほかにも職員健診事業として人間ドックや脳ドック、前立腺がん検査、B型・C型肝炎ウイルス検査、腹部超音波検査などを実施しているところではありますが、体の健康管理に加えて心の健康管理も大変重要であることから、職員に対してストレスチェックを実施し、その結果にかかわらず希望すれば産業医との面談ができる体制もとっているほか、宮城県市町村職員共済組合や宮城県が主催する心の健康づくりセミナー等に積極的に職員を派遣するなど、心の健康管理にも努めているところでもあります。

仕事に取り組んでいく上で、何よりも健康が第一でありますので、今後におきましても現在の取り組みを継続し、職員の体と心の健康管理に努めることはもちろんですが、仕事が偏り長時間労働にならないような人員配置やストレスなく働くことができる職場環境づくりにも十分配慮しているつもりであります。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） お聞きしたいんですけども、職員数、16年、17年とあるんですけども、これは臨時職員も含めてですけども、全体として何人になっているのかお聞きします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 総務課長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） プロパー職員等については大体正確な数字が、臨時職員がやはり年度ごと期間とかいろいろあり、全部含めて500ちょっとというふうな人数でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうすると、その前の年、16年からすると減ってはいるんですか。例えば正職員あるいは派遣職員、この部分は減っていますか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 前にもご説明申し上げておりますけれども、まず派遣職員の関係については、やはり派遣元の各自治体のほうもいろいろ事業の関係が出てきてお

りまして、どうしても毎年減っているということでございます。特に、東京都のほうからは練馬区、中野区、新宿区のほうから派遣をいただいておりますが、やはりオリンピックの関係とか民間需要、やはり結構盛んだといいますが、その辺あるようなものですから、やはりだんだん派遣の数も少なくなって、来年もことしから比べますと5人ぐらい少なくなってしまうのかと思っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 正職員も減っているんですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 正職員につきましては、大体人数的には維持する努力はしておりますが、やはり最近公務員のほうも大変、人気というか民間といろいろありまして、例えばことしなんか受験されたんですが、ほかの自治体とかそういった比較して辞退されるという方もいらっしゃるようなので、実際には昨年よりやはり若干減ってしまうというのが実情でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） お聞きしたいのは、超過勤務の関係です。この超過勤務が結構多いのではないかというふうな、健康面から考えるとやはり超過勤務が多いというのは非常に問題だということと、それからもう一つ、今回議案で通りましたけれども、1時間当たりの単価、これも上がりますよね。いわゆる働く日数の中から年末年始、祝日法による休日を引いたということですから、当然、分母、分子の関係から言うと単価は上がるということですから。この超過勤務がかなりふえてくるということは、財政的な部分もかなりなものを占めるのではないかと思うんです。

そこで、お聞きしたいんですけれども、年間を通じてですけれども、職員で最大の方、その方の超過勤務の時間というのは月何時間くらいになるんですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 最大、年間通しての数字は持ち合わせないんですけれども、月45時間というのが最高だと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 45時間というのは、一月だけではなくて連続して45時間というような格好になりますか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） その職務上どうしても、議員もおわかりだと思うんですが、復興事業の関係で技術系の職員については、まるっきり45時間にはたしかになっていなかったはずなんです、それに近くなっているような状況は生まれています。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 月45時間というと、労働基準法から言って45時間は1カ月当たりの上限ですよ。特別協定でもある場合は別ですけども。ここはそういうわけではないですけども。そういったことからすると、ただ、45時間を二月続けると90時間になりますよね。労基法から言うと80時間かな、なってしまうので、こういった働き方というのはちょっとまずいのではないかと思うんです。そういったことについて、例えば安全衛生委員会など開催していると思うんですけども、こういったことが話題にならないですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 今、議員のほうから安全衛生委員会ということでお話がありました。安全衛生委員会については年2回ほど開催しております。その安全委員会の構成的なことを最初に申し上げますけれども、委員長には副町長、副委員長という形で私が入りまして、そのほかに町の産業医の方が2名、それから専門職であります衛生管理者という立場から保健師が3名、そのほかに保育所の所長とか各関係の教育委員会のほうからは教育次長とかそういった関係で入りまして、全部で19人ほどで委員会を開催しております。

その中で、先ほど町長の答弁の中にはありましたが、健康的な面、やはり153名の関係が肝機能とか脂肪関係といったことを含めまして、特にそういった健康を保っていく、増進していくということが1つの議題と必ずなります。

それから、やはりその中で出てくるのが、毎年ストレスチェック、法的に決まりまして3年ほどになるんですが、ストレスチェックの状況、個人ごとではありませんけれども、方向づけというか、例えば総務課なら総務課の職員が全体的にストレスとしてどういった傾向にあるかとか、そういったことを話題として開催しております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） そうすると、連続するその45時間とかという方がいたのに対して、

今後どういうふうな対応をしたらいいかというのは、その安全衛生委員会の中では話にならないですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） まだそこまで具体的なことはなかったんですが、今後その中でやはり協議していただけるように話題として出していきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 安全衛生委員会の件については、前回も私は聞いたんですけども、それは活用するという話だったので、ぜひともそういった中身で活用していただきたいと思うんです。

それと、45時間とかを超えるようであれば、代休なんていうのも活用したほうがいいと思うんです。こういったことはどう考えてますか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 代休、振替休日については、議員もご承知と思うんですが、互理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例がございまして、あとそれに附帯する規則があります。

それで、実際の代休の関係なんですが、休みの日、大体はイベントとか災害とかそういった場合に通常の日において代休をとらせるという形で代休については、例えばイベントがある日でしたらその4週間、それからその日の8週間の間にとらせるという制度になっております。通常の平日の残業についての振りかえというのは通常考えておりません。

ただ、やはり通常平日以外土日に事務的な職務をすることに対しては、今管理監督しております各課長が、よくその辺の状況を把握した上で、どうしてもしなければいけないときだけさせるというふうな体制をとっております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） では、もう一つ聞きますけれども、目標というか、恐らくあると思うんです、最終的な目標として。その目標というのは、かつて私が聞いたのは35時間とかと聞いていたんですけども、今は縮減目標というのは幾らですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 震災前といいますか、機構改革とかを行った後、大体目標値を35時間ということで定めておりますが、たしか平成26年ぐらいから、やはり復興事

業等も本格的になってきたということもございます。あと、被災者の関係の事務も多くなってきたということで、目標を一月当たり45時間ということで改めて10時間プラスしたというのが実情でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 45時間そのものもやはりちょっと。だから、こういう数字を超えるのであればやはりそういうふうな体制をとるとか、そういう目標を掲げてやらなければならないのかということ、あとは、震災も一定程度落ち着いてきているという状況、完全ではないですけども、そしたらまた、その縮減目標なり何なりも決めて35時間まで持っていくとか、そういうふうな努力をすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 復興関係については平成32年までということがありますけれども、実際に復興事業関係も、平成30年度になってくるとある程度事業量も少なくなっていくしますので、やはりその辺の時期を見て目標値は縮小するといえますか、そういう形で努力したいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） その45時間ですけども、45時間が続くようであれば、やはり一定の時期になってさらに2カ月、3カ月続くとしたならば、例えば3カ月のときにも産業医に面談をさせるとか、何らかの対策を私はとったほうが今後のためにいいのではないかなと思うんです。そういったことを考えてみたりはしませんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） やはり今までちょっと夢中で仕事もしてきたところも、各事業課等においてはよくあったと思うんですが、やはりそういった時間数にならないようにまず事務的なこと、システムとかそういったことをもう1回見直しまして、あとは、どうしてもそういったことが生まれるのであれば、産業医との面談といったことも考えていきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） ぜひそういうようなことを考えたほうがいいと思うんですけども。先ほどの45時間というのは1つの課だけですか。もしくは複数の課にまたがるんですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 事業課といますか、なかなかあれなんですけれども、都市建設課とかやはりどうしても。今回も議案、結構、後で出てくる、12月議会も結構道路事業関係があったと思うんですね。それで、たしかおとといも繰り越しの関係でもご質問ありましたけれども。やはり他の事業との調整とかそういったことも出てきますので、どうしても事業課となる都市建設課は特に多い状況でございます。

あとは、そのほか私も確認したところ、企画財政課のほうも、やはり復興事業の関係の取りまとめとか、広報の活動関係、ちょっと多いようでございますので、その辺のことについても、職員の配置だけでなくて事務の見直し等もこれから行っていきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そのとおりですね。やっていただきたいと思えます。特に、私は企画財政課は特に多いのではないかとってはいます。そこはやはりいろんな健康面でも配慮して、何らかの対策なり何なりとっていくべきだと思うので、そういうふうな頭でいていただきたいと思えます。

あとちょっとお聞きしたいんですけれども、医務室とかはあるんですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 医務室、あればいいんですけれども、お昼を食べる休憩室もない中で、この状況の中でまず、私も今思うのは、早く庁舎ができてもらって医務室に少し横になれるくらいがあればいいのかと思っています。今のこの庁舎の状況はそういった状況でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうだと思います。ただ、今度庁舎ができるので、やはりその活用というのは必要だと思うんですね。そこも十分に頭に入れておいたほうがいいかと思えます。

一番私が問題だと思うのは、ちょっとお聞きしたいんですけれども、長期に休職している方とか、そういう方がいらっしゃるのかどうか。16年とあるいは17年、比べた場合にふえているのか。そうでなく少なくなっているのか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） どうしても長期に休んだという者もありますが、大体同じくら

い的人数なんです、現在ですと2名ほど病気休暇をとっている職員がいるよう
ございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今言ったのは病気休暇ですか。長期の休暇として病気休暇として31
日以上というのは何人くらいいるのか。わかりますか。31日以上休んでいる長期の
休暇。そして、今言ったのは休職者なのか、休暇なのか、ちょっとわからなかった
んですけども。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 今申し上げたのは病気休暇でございます。2人が病気休暇で、
2カ月と半年という病気の者がおります。（「休職でしょう、それは」の声あり）
休職のほうを今申し上げますけれども、休職については実は2名ほどいます。1
名は、90日過ぎると休職扱いになるんですが、通常の病気というか、けがですね、
その者が1名ほどいました。それは、自分の趣味の中で靭帯損傷になってしまいま
して99日ほど休んだという職員が1名います。もう1名は、要はがんで180日以上
になってしまったという職員が1名いて、2名が休職扱いになったというのが実情
です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 病休のほうがちっとよくわからなかった。もう少し病休、多いの
ではないかと思うんですけども。私が心配していますのは、メンタル的なものがあ
るかどうかが心配だったんですけども。詳しいことまではいいいんですけれども、
病気休暇のほう、休職2人はわかったけれども、休暇のほうは16年と17年、ふえ
ているものなのか、減っているものなのかというのを。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 16年、17年を比べますとふえております。議員おっしゃるよう
に、16年が5人で17年は10人というふうな状況です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 倍になっているんですね。やはりこの辺は注意していかなくては
ならないと思うので、この中にメンタルの方がいるかどうかわかりませんが、
仮にいたとしたらやはりそういった対策も。通常というと変ですけども、一般的
によく言われるのは、職場で100人以上いると1人くらいメンタルになったりする

というふうな人がいるということですから、ここはもっと多い、全部で300人近くになるんですかね。するとさらにふえるということになるので、その辺は十分注意したほうがいいのではないかと思います。

ふえているということですから、やはりここは今後とも注意をしていったほうがいいのではないかと。メンタルではないのかもしれないけれども、メンタルだとするとさらに延びたりして大変なことになるかというふうに思います。

次に移りますけれども、昨年の機構改革によって人員体制で住民サービスの向上というのは図られたのかどうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町では、東日本大震災以降、各種復興事業に重点的に、今、総務課長が言いましたように重点的に対応する必要があったことから、平成24年4月に機構改革を緊急的に実施しまして、被災者支援課、復興まちづくり課、用地対策課のいわゆる被災3課を中心とした組織体制とし、震災復興に全面的に取り組んでまいりました。

しかし、東日本大震災から6年が経過し、互理町震災復興計画に基づく各種復興事業がおおむね順調に進捗し、震災復興に一定のめどが立ったことから、平成29年4月から新たに機構改革を実施し、被災3課の廃止や子ども未来課及び施設管理課の新設等により、これまでの16課2局から15課2局の組織体制としたところであります。

今回の機構改革により、第5次互理町総合発展計画及び互理町まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進するための組織体制を構築したほか、窓口業務の中心となる町民生活課、健康推進課、子ども未来課の3課を同じ庁舎内へ集中的に配置したことや、これまで独立していた地域包括支援センターを福祉課と同一のフロアに配置したこと等により、各課の連携体制が強化され効率的な窓口業務が可能となり、また、この狭隘な環境下の中で待合スペースを少しでも設けたことにより、わずかではございますけれども、これまでのお客様のご不便を少しでも解消が図られたものと考えております。

互理町では、平成31年度には新庁舎が完成し、平成32年度には互理町震災復興計画が終了する等、これから変革の時期を迎えることとなりますが、時代の変化に対応した柔軟な行政運営が可能となるよう、今後も必要に応じて機構改革に取り組み、

さらなる住民サービス向上に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 新庁舎が今度できるということになるんですけれども、そうするとその新庁舎に合わせていろいろとさらに機構改革というものが必要になってくるのかと思うんですけれども、それはどう考えていますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まだ検討中、これからということですがけれども、企画財政課長より答えます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 先ほど高野 進議員のご質問にもお答えしたとおり、やはり新庁舎の建設に合わせて今の庁舎だけではなくて教育庁の施設も移管するし、あとコンビニで各種サービスも始まるということで、そういったことを全部一体化して考えていかなければと。

やはり先ほど町長の答弁にあったとおり、庁舎完成に合わせて、また震災復興計画の終了に合わせて、新たな組織体制はつくる必要があるということは認識しております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 昨年機構改革をしたわけですがけれども、そののところも含めて、さっき話をしたいいわゆる企財も含めてやはり人の問題とかというのは、超過勤務が多いという状況があるものですから、全体的にやはりその辺を見直しといいますか、精査をしながらやっていくべきではないかと思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

最後になりますけれども、災害時に備えるためにも技術職員をふやすべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 初めに、亘理町の技術職員数についてご説明申し上げたいと思います。平成29年4月1日現在の職員数は34名でございます。内訳を申しますと、正職員が19名、任期付職員が9名、派遣職員が6名となっております。震災前の平成22年4月1日においては、正職員18名でありましたので、現在は震災前と比較して16名多く、正職員については1名ふえている状況であります。

このように技術職員がふえている要因につきましては、大槻議員もご承知のとおり、震災後において亘理町震災復興計画に基づき避難道路等の整備を初め、災害公営住宅の建設、さらには大型圃場整備事業など、震災からの復旧・復興に係る業務量が増大したことによりプロパーの技術職員だけでは対応し切れず、他の自治体からの派遣職員の協力や任期付職員の採用によりそのマンパワー不足を補っているため、一時的にふえているものであります。

現在、一日も早い復興の完遂に向け鋭意努力しており、各種復興事業が順調に進み、業務量については年々確実に減少しており、亘理町震災復興計画の計画期間が満了となる平成32年度末では、他の自治体からの派遣職員及び任期付職員は全て解消できるものと見込んでおります。

大槻議員の災害等に備えるためにも技術職員をふやすべきとのご質問につきましては、ただいま申し上げたとおり、復興が進み技術職員を要する業務が減少していることに加え、技術職員が震災前に比べ1名ふえている現状を踏まえ、今後は業務量に見合った技術職員数を計画的に維持・確保しながら職員採用を行ってまいりたいと思っております。

しかしながら、今回のような災害対応には、やはり派遣職員を初めとする応援職員の方が必要不可欠であると考えておりますので、今回の震災の教訓を生かし、災害等によりマンパワーが不足した際には、応援職員等を迅速に確保するための対策として、各近隣及び遠隔地の自治体と災害時相互応援協定等を締結し、応急対策及び復旧・復興に必要な職員の派遣の内容も網羅し実施しておりますが、今後も多くの自治体と相互応援協定を締結できるよう努力してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今お話をされましたけれども、先ほど話しましたけれども、都市建設課なり、上下水道も恐らく同じでしょうけれども、やはり日中現場を見ながら夜設計をするというような格好になって、そういう意味では超過勤務がかなり多い。先ほど45時間なんていうのが出てきているわけですから。そういったことも含めると、技術職員。

特にあと災害時です。この間台風があったわけですがけれども、そのときに私は鍋倉川のほうに見に行ったんですよ、朝に。そしたらもう既に職員の方が来られて見えていたというような状況もあります。ああいうふうなのがいつ何どきあるかわから

ないということであるので、単純に業務量に合わせるというだけではなくて、一定程度それに備える部分の人数も確保しておかないと問題だというふうに思う。

あと、技術の継承の問題もあるんです、実際問題。水道なんか特にそうかもしれないけれども、技術を持っている人たちがだんだん少なくなっているという問題があって、その技術を一定程度やはり継承していかないとということを考えると、それなりの人数も必要になってくるのではないかと。

そこが私としては危惧をしているところです。だから、そういった意味を含めてぜひとも技術職員を、極端にふやせという話ではないですよ。一定程度必要だという話をしているわけですし、そういったことをすべきではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 今、大槻議員ご心配いただくような案件も確かだと思うんですが、やはり今後、復興事業が落ち着いて維持とか管理といったのがほとんどの業務となっていくと思われれます。ただ、そういった中で、ある程度同じような年代だけの職員だけがいるというのも困りますので、やはりさっき言いましたとおり、ある程度の間隔を持ちながら、それぞれの職責に合ったように職員採用は今後も考えていきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今の件に関しても、実は昨日副町長とも話したんですけれども、亶理町としては、今技術職ということなんですけれども、できればやはり行政マンとしてはマルチ人間が多いほうがいいというふうに私は判断しております。したがって、今後とも職員のいわゆる能力、研修といいますか、この辺に力を入れていきたいと思いますということで我々は現在話し合っているところであります。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひともお願いしたいということで、私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告5番までとして、通告6番からの一般質問は3月12日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は3月12日午前10時から継続することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時21分 延会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 安 藤 美 重 子

署 名 議 員 渡 邊 健 一